

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

平成22年4月1日規程第11号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

目次

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給（第11条―第18条）

第2節 年俸（第19条―第30条）

第3章 手当

第1節 扶養手当（第31条―第36条）

第2節 住居手当（第37条―第43条）

第3節 通勤手当（第44条―第51条）

第4節 単身赴任手当（第52条―第58条）

第5節 地域手当（第59条）

第6節 役職手当（第60条）

第7節 特殊勤務手当（第61条―第68条）

第8節 附加職務手当（第69条）

第9節 超過勤務手当等（第70条―第72条）

第10節 宿日直等手当（第73条―第75条）

第11節 役職職員特別勤務手当（第76条）

第11節の2 支援団体業務手当（第76条の2）

第12節 業績手当（第77条―第82条）

第13節 医師手当（第83条―第85条）

第13節の2 診療看護師手当（第85条の2）

第14節 研究員調整手当（第86条）

第15節 専門看護手当（第87条）

第16節 医療専門資格手当（第87条の2）

第17節 競争的研究費等特別手当（第87条の3）

第4章 給与の特例等（第88条―第102条）

第5章 規程の実施（第103条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則（平成

平成22年規程第3号。以下「就業規則」という。)第71条の規定に基づき国立研究開発法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)の常勤職員及び任期付短時間勤務職員(就業規則第1条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第33条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、支援団体業務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び競争的研究費等特別手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額(以下「月例給」という。)を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職(国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員人事規程(平成22年規程第14号。以下「職員人事規程」という。)第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。)したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第40条の休日(同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日に当たるとき 17日

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び競争的研究費等特別手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び支援団体業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。

4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(給与の即時払)

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条、第98条及び第98条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び競争的研究費等特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1

時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。

第２章 基本給及び年俸

第１節 基本給

（基本給表）

第１１条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職基本給表（別表第１）

イ 医療職基本給表（一）

ロ 医療職基本給表（二）

ハ 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第２）

三 技能職基本給表（別表第３）

四 教育職基本給表（別表第４）

五 研究職基本給表（別表第５）

六 福祉職基本給表（別表第６）

七 療養介助職基本給表（別表第７）

八 専門技術職基本給表（別表第７－２）

２ 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第１９条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基 本 給 表		適 用 範 囲
医 療 職 基 本 給 表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、及び准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。

技能職基本給表	技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表	国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表	児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び総長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表	療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表	診療情報管理士、システムエンジニア、データマネージャー、医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それ

ぞれの区分) 及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第13条 基本給表適用職員を昇格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表(以下「対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

- 第14条 基本給表適用職員を降格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項

の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(再任用職員の基本給月額)

第17条 再任用職員(就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表(別表第13)
- 二 副所長・部長・室長基本年俸表(別表第14)
- 三 任期付職員基本年俸表(別表第15)
- 四 院長等基本年俸表(別表第16)
- 五 特別研究員基本年俸表(別表第16-2)

- 2 前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、基本給表適用職員以外のすべての職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基 本 年 俸 表	適 用 範 囲
副院長・部長・医長基本年俸表	医療業務に従事する副院長、部長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。
特別研究員基本年俸表	日本学術振興会特別研究員PD、RPD、CPDに採用された職員に適用する。

（初任給）

- 第20条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「任期付職員基本年俸表適用職員」という。）、院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「院長等基本年俸表適用職員」という。）及び特別研究員基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「特別研究員基本年俸表適用職員」という。）を除く。）を除く。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。
- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
- 3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

（昇格等）

- 第21条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、4月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任

した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 5 医療職基本給表（一）又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員を除く。）に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

（降格）

第22条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

（昇給）

第23条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸

勤務成績が良好	Ⅲ	3号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	2号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

二 55歳（副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	Ⅳ	3号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	2号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	1号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。

8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定

により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ)、配偶者同行休業職員(同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。)及び交流派遣職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。)についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者(ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者(ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員(独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第2条に規定する独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「地域医療機能推進機構」という。)の職員その他の国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。)のうち理事長の定める者(以下「公庫・公団等職員」という。)

ホ 地方公務員(理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。)

ヘ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第4項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の職員のうち理事長が定める者(以下「行政執行法人職員」という。)

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得

た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支

障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

（扶養手当）

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及

び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第32条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。（別表第24に定める各年度における扶養手当の手当額）

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第33条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第３１条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- ２ 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（確認及び決定）

- 第３４条 理事長は、第３３条第２項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- ２ 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
 - ３ 理事長は、第１項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

- 第３５条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職８級以上職員等以外の職員から事務職８級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職８級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第３３条第１項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月) から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後の確認）

第36条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

（住居手当）

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）

- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第38条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40

に相当する額

- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

- ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を

超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは地域医療機能推進機構その他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 第2項の規定は、次の各号のいずれにも該当する医師について準用することができる。

一 医師の数が医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号に定める員数に対して7割以下の病院に勤務する医師、またはこれに準ずる場合として医師確保が困難な状況にある病院に勤務する医師

二 新幹線鉄道等による通勤にやむを得ない事情があると理事長が認める医師

三 第2項の規定を準用するとした場合、同項本文に定める要件（事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に係る要件を除く。）を満たす医師

5 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前4項の規定による額

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

- 第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

- 第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があ

り、かつ、その間に国立研究開発法人国立循環器病研究センター旅費規程（平成22年規程第25号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円

四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円

八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円

九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

十 2,500キロメートル以上 70,000円

（権衡職員の範囲等）

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準

じて、単身赴任手当を支給する。

- 一 就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合。
ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情
- 四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が

職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。)の直前の居住地(同一市町村内を含む。以下同じ。)に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居

することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第58条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

（地域手当）

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下、この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下、この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下、この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異

動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 役職手当

（役職手当）

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 防疫等作業手当
- 五 救急医療体制等確保手当
- 六 特殊業務手当
- 七 国際緊急援助手当
- 八 臓器移植派遣業務手当
- 九 手術等従事手当

（放射線取扱手当）

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当に係る1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

（夜間看護等手当）

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務（同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時 間 数 の 区 分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	10,000円	5,500円	4,500円	3,000円

その他の職種	6, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	2, 6 0 0 円	1, 8 0 0 円
--------	------------	------------	------------	------------

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1, 140円

4 助産師、看護師又は准看護師が専ら夜勤に従事する場合（1回の夜勤が16時間、かつ1ヶ月の夜勤回数が8回以上の場合に限る）の第1項の業務に係る手当額については、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に2, 000円を加算した額とする。

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務に係る訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5, 000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3, 000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（防疫等作業手当）

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（救急医療体制等確保手当）

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者に係る1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間

5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定

を準用する。

- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

- 第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（国際緊急援助手当）

- 第68条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。
- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
 - 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
 - 三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。
- 一 前項第1号の業務 4,000円
 - 二 前項第2号の業務 3,000円
 - 三 前項第3号の業務 1,400円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

（臓器移植派遣業務手当）

- 第68条の2 臓器移植派遣業務手当は職員が臓器移植にかかる次の業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 移動を伴う移植にかかる臓器・組織摘出手術
 - 二 前号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 2 前項の額は、次の各号に掲げる職種に応じて当該各号に掲げる額とする。
- 一 医師 18,000円
 - 二 医師以外の医療職 13,500円

(手術等従事手当)

第68条の3 医師、歯科医師又は看護師が、理事長の定める手術等を実施した場合は、理事長の定める額を支給する。

第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(本務)以外の理事長の命令により特に附加された職務(附加職務)のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

- 第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。
- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間(以下、この項において「超過勤務時間」という。)が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

- 4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

(休日給)

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第10節 宿日直等手当

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 21,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等にお

いて待機を行った職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円

二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第11節 役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）

一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ 前条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	１５，５００円（２３，２５０円）
	二種	１４，０００円（２１，０００円）
	三種	１２，５００円（１８，７５０円）

ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	１２，０００円（１８，０００円）
	二種	１０，０００円（１５，０００円）
	三種	８，５００円（１２，７５０円）
	四種	７，０００円（１０，５００円）
	五種	６，０００円（９，０００円）

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分	支給額（６時間を超える勤務の場合）
７号俸以上	１２，０００円（１８，０００円）
５号俸・６号俸	１０，０００円（１５，０００円）
３号俸・４号俸	８，５００円（１２，７５０円）
２号俸以下	７，０００円（１０，５００円）

ニ 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額（６時間を超える勤務の場合）
	１８，０００円（２７，０００円）

二 前項第２号及び第３号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に１００分の１０を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- ３ 第１項第２号又は第３号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- ４ 第１項第２号又は第３号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第４条の規定を準用する。
- ５ 第１項第２号又は第３号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員

の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

(支援団体業務手当)

第76条の2 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務（理事長が認める場合に限る。）に従事したときに支給する。

一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画

二 前号に掲げる業務以外の支援業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の業務 20,000円

二 前項第2号の業務 10,000円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

一 基礎的支給部分

二 業績反映部分

三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第81条まで、第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職

者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

- 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以

外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本

条において「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。こ

の場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。

- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。

- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給す

ることが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第13節 医師手当

(医師手当)

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務
- 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表(任期付職員基本年俸表を除く。)の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)
 - イ 研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務
 - ロ イ以外の職務
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当(定額部分)支給種別区分表による。
 - 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
 - 二 四種 前項第2号イに該当する職
 - 三 五種 前項第2号ロに該当する職
- 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当(定額部分)月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により定額部分を支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
 - 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

(加算部分)

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
 - 3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第13節の2 診療看護師手当

（診療看護師手当）

- 第85条の2 診療看護師手当は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であつて、理事長が認める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為・業務を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師（以下「看護師長等」という）に支給する。
- 2 前項の手当の額は、60,000円とする。
 - 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第14節 研究員調整手当

（研究員調整手当）

- 第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。
- 2 研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

一 次のいずれにも該当する者

イ 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者

ロ 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者

二 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第2号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為の対象となる行為・業務を行う看護師長等である者

2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、前項第2号に該当する者については4,000円とする。

3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第87条の2 医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 以下のいずれかの資格を有する者であること

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師

二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること

イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者

ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

2 前項の手当の額は、3,000円とする。

3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 競争的研究費等特別手当

(競争的研究費等特別手当)

第87条の3 競争的研究費等特別手当は、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）等の人件費の支出に関する取扱要領第8条第2項の規定により、申請が承認された職員に対して、理事長が別に定める額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、競争的研究費等特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第88条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、

6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

- 2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。
- 3 第26条から第28条まで、第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条、第76条及び第77条から第86条までの規定は、特別研究員基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

- 第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員兼業規程（平成22年規程第4号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
 - 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休

職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。

一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内

ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。

二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内

6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第78条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第79条及び第80条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第92条第7項」と読み替えるものとする。

9 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣休職職員の給与）

第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
- 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。
- 7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

- 第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の

定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
介護休業の期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
 - 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）

- 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
 - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取扱い)

- 第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

- 第98条の2 職員が就業規則第69条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取扱い)

- 第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

- 第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から

除算しない。

（自己啓発等休業における給与の取扱い）

第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（配偶者同行休業における給与の取扱い）

第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（基本給の半減）

第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不適當と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第6号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター安全衛生管理規程（平成２２年規程第２１号。以下「安全衛生管理規程」という。）第２５条第２項の規定により安全衛生管理規程別表第５に規定する生活規制の面Ｂの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Ｂへの指導区分の変更を受け、同条第３項の事後措置を受けた場合

- ４ 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- ５ 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- ６ 前２項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- ７ 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第４０条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第５章 規程の実施

（規程の実施）

第１０３条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

（基本給表の切替及び経過措置等）

第２条 平成２２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第１の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

２ 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸

は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額（平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。（以下「平成17年改正法」という。））附則第11条第1項第1号に掲げる職員であった者（以下この項において「平成21年度減額改定対象職員」という。）にあっては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職基本給表（一）の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第67号。（以下「平成22年改正規程」という。））による改正後の給与規程の施行の日に給与規程附則第2条第4項の適用を受ける職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第6条第1項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を基本給として支給する。

4 削除

- 5 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程（平成22年規程第11号）附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。
- 6 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。
- 7 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
- 8 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸

二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸

- 9 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(基本年俸表の切替及び経過措置等)

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 4 切替日の前日に医療職俸給表（一）2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表（一）4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表（一）3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、平成26年3月31日までの間、当該給与（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を支給する。

第4条 削除

（その他の経過措置）

- 第5条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。
- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
- 3 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
- 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(職員の給与の額にかかる特例)

第6条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）
- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 二の2 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては基本給月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）
- 四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基

礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（同条第5項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額（扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、100分の1.5を乗じて得た額

八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額

九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額

イ 第92条第1項 前各号に定める額

ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の8

0 を乗じて得た額

ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5 級
医療職基本給表（三）	6 級
事務職基本給表	5 級
教育職基本給表	4 級

基本年俸表	職務の級
副所長・部長・室長基本年俸表	2 級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.125（役職手当の支給を受けている職員にあっては100

分の１．４２５）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、業績反映部分減額基礎額に１００分の７５（役職手当の支給を受けている職員にあつては１００分の９５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読み替え）

第７条 育児短時間勤務職員に対する前条第１項第１号、第５号及び第６号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第６条第１項第１号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第６条第１項第５号及び第６号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第６条第１項第７号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

２ 任期付短時間勤務職員に対する前条第１項第１号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第６条第１項第１号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（

	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

附 則（平成22年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日、第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第6条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第6条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第7条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第8条 削除

第9条 削除

(その他必要な事項)

第10条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成23年規程第74号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第82号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月1日前に告示された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置)

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表

適用職員となった者については、改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年規程第84号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮

して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成26年規程第104号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第115号)

(施行期日)

この規程は、平成26年7月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第122号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月19日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

一 別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表

二 別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表

三 別表第15 任期付職員基本年俸表

四 別表第16 院長等基本年俸表

五 附則別表第6 基本年俸表の特例 イ切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

六 附則別表第6 基本年俸表の特例 ロ切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ（55歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ）に決定された職員は、昇給しない。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

(その他の事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年規程第124号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給（月例給として支給するその額に12を乗じて得た額を月例年俸額とする。）として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による基本給又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定

による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成２７年規程第１２４号)附則第３条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

(５５歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例)

第５条 職員給与規程附則第６条第１項に規定する特定職員にあつては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、附則第３条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の１００分の１．５に相当する額を減ずる。

２ 前項の定めにより附則第３条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第４条の適用にあつては、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１２４号）附則第３条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１２４号）附則第３条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

(切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例)

第６条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成２７年４月１日における昇給については、職員給与規程第２３条第１項の規定にかかわらず行わない。

(単身赴任手当及び地域手当の特例)

第７条 切替日から平成２８年３月３１日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる掲げる字句とする。

第５３条第１項	３０，０００円	３０，０００円を超えない範囲内で総長が定める額
第５３条第３項第１号	８，０００円	８，０００円を超えない範囲内で理事長が定める額
第５３条第３項第２号	１６，０００円	１６，０００円を超えない範囲内で総長が定める額
第５３条第３項第３号	２４，０００円	２４，０００円を超えない範囲内で総長が定める額
第５３条第３項第４号	３２，０００円	３２，０００円を超えない範囲内で総

		長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 5 号	4 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 6 号	4 6 , 0 0 0 円	4 6 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 7 号	5 2 , 0 0 0 円	5 2 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 8 号	5 8 , 0 0 0 円	5 8 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 9 号	6 4 , 0 0 0 円	6 4 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 3 条第 3 項第 1 0 号	7 0 , 0 0 0 円	7 0 , 0 0 0 円を超えない範囲内で総長が定める額
第 5 9 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 2 0	1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で総長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内で総長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 1 5	1 0 0 分の 1 5 を超えない範囲内で総長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 1 2	1 0 0 分の 1 2 を超えない範囲内で総長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 5 号	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲内で総長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 6 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲内で理事長が定める割合
第 5 9 条第 2 項第 7 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事

		長が定める割合
第 5 9 条第 4 項	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内で総長が定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第 8 条 この規程の施行の際現に職員給与規程第 5 9 条第 5 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第 5 9 条第 1 項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第 5 項の規定の適用については、同項中「支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合)」とあるのは、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成 2 7 年規程第 1 2 4 号)の規定による改正前の支給割合(理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合)」とする。

附 則(平成 2 7 年規程第 1 3 2 号)

(施行期日)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 8 年規程第 1 6 1 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日以降に在職する職員(職員給与規程第 1 条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。)に対して平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 2 7 年 6 月及び 1 2 月に支給する業績年俸の特例)

第 3 条 国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成 2 7 年規程第 1 2 4 号)附則第 3 条第 2 項の適用を受けない職員の平成 2

7年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年規程第164号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第182号）

（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成 2 9 年規程第 1 9 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 2 9 年 4 月 4 日から施行し平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 2 条 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6, 5 0 0 円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 7 級職員等」という。）にあっては、3, 5 0 0 円）、前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 0, 0 0 0 円	前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 0, 0 0 0 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8, 0 0 0 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 1 0, 0 0 0 円）、同項第 3 号から第 6 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6, 5 0 0 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合

		にあつては、そのうち1人については9, 0 0 0円)
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第33条第1項第2号	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第35条第1項	（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	（削除）

	がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族

		たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第 3 5 条第 2 項第 2 号	(事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 3 号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 4 号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外	(削除)

	のものが事務職 7 級職員等となった場合	
--	----------------------	--

第 3 条 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 7 級職員等」という。）にあつては、3, 5 0 0 円)、前条第 2 項第 2 号	前条第 2 項第 2 号
第 3 3 条第 1 項	扶養親族（事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職 8 級以上職員等から事務職 8 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第 3 3 条第 1 項 第 1 号	（事務職 8 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備	（削除）

	するに至った者がある場合を除く。)	
第 3 3 条第 1 項 第 2 号	及び事務職 8 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	(削除)
第 3 5 条第 1 項	(事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職 8 級以上職員等から事務職 8 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職 8 級以上職員等以外の職員から事務職 8 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 8 級以上職員等となった日、	死亡した日
第 3 5 条第 2 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 3 5 条第 2 項第 2 号	(事務職 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 3 号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 4 号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以	(削除)

	上職員等以外の職員となった場合	
第 3 5 条第 2 項第 5 号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合	(削除)
第 3 5 条第 2 項第 6 号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合	(削除)

第 4 条 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第 3 2 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7 級	7 級以上
	事務職 7 級職員等	事務職 7 級以上職員等
第 3 3 条第 1 項	扶養親族（事務職 8 級以上職員等に	扶養親族

	あつては、扶養親族たる子に限る。） がある場合、事務職８級以上職員等 から事務職８級以上職員等以外の職 員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等	
第３３条第１項 第１号	（事務職８級以上職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を具備 するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第３３条第１項 第２号	及び事務職８級以上職員等に扶養親 族たる配偶者、父母等たる要件を欠 くに至った者がある場合	（削除）
第３５条第１項	（事務職８級以上職員等にあつては、 扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職８級以上職員等から事務職 ８級以上職員等以外の職員となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等 がある場合においてその職員に扶養 親族たる子で第３３条第１項の規定 による届出に係るものがないときは その職員が事務職８級以上職員等以 外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものが ない場合	第３３条第１項の規定による届 出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職８級以上職員等 以外の職員から事務職８級以上職員 等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出 に係るものがある場合においてその 職員に扶養親族たる子で同項の規定 による届出に係るものがないときは その職員が事務職８級以上職員等と なった日、	死亡した日
第３５条第２項	次の各号のいずれか	第１号、第２号、第４号、第６ 号又は第７号
	第１号又は第３号	第１号
第３５条第２項第 ２号	事務職８級以上職員等にあつては、 扶養親族たる子に限る。）	（削除）
第３５条第２項第	三 扶養親族たる配偶者、父母等及	（削除）

3号	び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	
第35条第2項第4号	事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等	事務職7級以上職員等が事務職7級以上職員等
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等	事務職7級以上職員等以外のものが事務職7級以上職員等

附 則（平成30年規程第213号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月3日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規程第255号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月2日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年規程第284号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年9月9日から施行し令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和２年規程第３２９号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第３９１号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和４年１０月５日から施行し、令和４年１０月１日から適用する

（処遇改善特別手当）

第２条 処遇改善特別手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

２ 処遇改善特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。

３ 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。

４ 処遇改善特別手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第３条 処遇改善特別手当が支給される職員の第２条第４項、第６条第２項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

２ 処遇改善特別手当が支給される職員の第９条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

第４条 附則第２条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

附 則（令和５年規程第３９９号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和５年１月１２日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

附 則（令和６年規程第４２１号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第429号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年6月4日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	253,600	57	457,100	113	526,300
2	258,200	58	459,300	114	526,700
3	263,000	59	461,400	115	527,100
4	267,800	60	463,700	116	527,600
5	272,300	61	465,600	117	528,000
6	277,000	62	467,900	118	528,400
7	281,600	63	469,900	119	528,800
8	286,300	64	472,000	120	529,300
9	291,100	65	474,100	121	529,700
10	295,700	66	476,500	122	530,100
11	300,300	67	478,600	123	530,600
12	305,000	68	480,700	124	531,000
13	309,500	69	482,700	125	531,400
14	314,100	70	484,800	126	531,800
15	318,600	71	487,000	127	532,300
16	323,200	72	489,200	128	532,700
17	327,700	73	491,200	129	533,100
18	332,200	74	492,700	130	533,500
19	336,500	75	494,200	131	534,000
20	341,100	76	495,800	132	534,400
21	345,200	77	497,300	133	534,800
22	349,700	78	498,600	134	535,000
23	353,900	79	499,800	135	535,200
24	358,200	80	501,100	136	535,500
25	362,800	81	502,100	137	535,700
26	366,700	82	503,200	138	535,900
27	370,400	83	504,200	139	536,100
28	374,200	84	505,400	140	536,300
29	377,900	85	506,300	141	536,500
30	381,600	86	507,200	142	536,700
31	385,500	87	508,000	143	536,900
32	389,600	88	508,800	144	537,100
33	393,500	89	509,300	145	537,300
34	397,600	90	510,300	146	537,500
35	401,300	91	511,100	147	537,700
36	405,600	92	512,000	148	537,900
37	409,900	93	512,700	149	538,100
38	413,000	94	513,600	150	538,300
39	416,200	95	514,400	151	538,500
40	419,400	96	515,400	152	538,700
41	422,400	97	516,100	153	538,900
42	425,300	98	517,000	154	539,100
43	428,200	99	517,800	155	539,300
44	430,800	100	518,600	156	539,500
45	433,100	101	519,400	157	539,700
46	435,700	102	520,200	158	539,900
47	438,300	103	520,900	159	540,100
48	441,000	104	521,600	160	540,300
49	443,600	105	522,400		
50	446,200	106	523,100		
51	448,400	107	523,300		
52	450,900	108	523,800		
53	452,900	109	524,400		
54	455,300	110	524,900		
55	455,900	111	525,500		
56	456,500	112	525,800		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	152,000	226,600	253,100	285,500	333,600	378,600	446,000
2	153,500	228,200	254,300	287,600	335,600	381,300	448,600
3	154,900	229,900	255,600	289,800	337,900	384,000	451,200
4	156,300	231,500	257,000	292,000	340,100	386,700	453,800
5	157,500	232,900	258,200	294,100	342,000	389,200	456,300
6	159,400	234,500	259,400	296,300	344,200	391,900	458,800
7	161,100	236,100	260,700	298,400	346,200	394,600	461,400
8	162,800	237,700	261,800	300,500	348,500	397,300	463,900
9	164,600	238,800	263,100	302,600	350,300	399,500	466,400
10	166,300	240,400	264,100	304,800	352,500	401,800	468,800
11	168,000	241,800	265,100	307,000	354,600	404,100	471,500
12	169,900	243,000	266,200	309,200	356,700	406,300	473,900
13	171,400	244,600	267,500	311,300	358,300	408,500	476,500
14	173,300	246,100	268,800	313,200	360,300	410,500	478,000
15	175,400	247,300	270,500	315,300	362,300	412,500	479,300
16	177,300	248,700	271,900	317,400	364,300	414,700	480,700
17	179,300	249,600	273,400	319,400	366,100	416,500	481,900
18	182,100	250,900	275,200	321,500	368,200	418,600	483,200
19	184,900	252,100	277,100	323,600	370,200	420,500	484,500
20	187,700	253,300	278,900	325,700	372,200	422,600	485,900
21	190,700	254,700	280,800	327,600	374,100	424,500	487,100
22	192,300	255,800	282,600	329,600	376,100	426,100	488,500
23	194,000	256,800	284,400	331,400	378,300	427,700	490,000
24	195,600	257,900	286,200	333,500	380,400	429,300	491,200
25	197,100	259,100	288,000	335,200	381,800	430,800	492,600
26	198,600	260,500	289,900	337,200	383,700	432,100	493,900
27	200,300	261,900	291,900	339,200	385,500	433,400	495,400
28	201,800	263,400	293,700	341,200	387,200	434,800	496,800
29	203,400	264,800	295,400	342,600	389,100	436,100	498,200
30	205,200	266,600	297,300	344,400	390,600	437,300	499,300
31	206,800	268,300	299,100	346,100	392,200	438,500	500,500
32	208,500	269,900	301,100	348,000	394,000	439,700	501,600
33	210,000	271,400	302,800	349,700	395,300	440,900	502,700
34	211,600	273,200	304,500	351,500	396,600	442,100	503,600
35	213,200	274,900	306,400	353,500	398,000	443,300	504,500
36	214,900	276,700	308,200	355,300	399,200	444,600	505,500
37	216,300	278,200	309,500	357,200	400,300	445,900	506,500
38	217,900	279,900	311,300	358,900	401,500	446,700	
39	219,700	281,700	312,800	360,500	402,600	447,100	
40	221,400	283,300	314,400	362,300	403,800	447,800	
41	222,700	284,800	316,100	363,500	404,600	448,300	
42	224,200	286,500	317,900	364,600	405,400	448,700	
43	225,700	288,200	319,500	365,800	406,200	449,200	
44	227,200	289,900	321,200	367,000	407,000	449,600	
45	228,600	291,500	322,200	368,300	407,400	450,000	
46	230,100	293,200	323,600	369,100	408,000	450,400	
47	231,400	294,900	325,100	370,300	408,600	450,800	
48	232,700	296,600	326,800	371,400	409,000	451,100	
49	234,000	297,800	328,200	372,500	409,400	451,400	
50	235,500	299,400	329,500	373,500	409,700	451,800	
51	237,000	300,700	330,700	374,500	410,000	452,100	
52	238,400	302,400	332,100	375,500	410,300	452,400	
53	239,500	303,700	333,200	376,300	410,600	452,700	
54	240,900	305,200	334,200	377,100	410,900	452,900	
55	241,900	306,700	335,300	378,100	411,200	453,000	
56	243,200	308,200	336,300	379,000	411,500	453,200	

57	244,600	309,200	336,900	379,500	411,800	453,300	
58	246,000	310,400	337,800	380,300	412,100	453,500	
59	247,100	311,700	338,600	381,100	412,400	453,600	
60	248,400	313,100	339,500	381,900	412,800	453,800	
61	249,700	314,400	340,300	382,300	413,000	453,900	
62	250,900	315,600	340,600	383,100	413,400		
63	252,100	317,000	341,200	383,800	413,700		
64	253,200	318,200	342,000	384,500	414,000		
65	254,300	319,600	342,600	384,900	414,200		
66	255,800	320,400	343,300	385,500	414,300		
67	257,300	321,200	344,000	386,200	414,400		
68	258,600	322,100	344,700	386,800	414,500		
69	260,300	322,700	345,400	387,200	414,600		
70	261,700	323,400	345,900	387,800	414,700		
71	263,100	324,100	346,500	388,300	414,800		
72	264,400	324,700	347,200	388,800	414,900		
73	265,500	325,400	347,500	389,400	415,000		
74	266,200	325,600	348,100	389,900	415,100		
75	266,700	326,200	348,600	390,500	415,200		
76	267,100	326,900	349,200	391,100	415,300		
77	267,500	327,500	349,700	391,600	415,400		
78	268,100	328,000	350,200	392,100	415,500		
79	268,600	328,500	350,700	392,600	415,600		
80	269,100	329,000	351,100	393,200	415,700		
81	269,600	329,600	351,400	393,500			
82	270,000	330,100	351,700	394,000			
83	270,600	330,500	352,200	394,400			
84	271,100	331,000	352,500	394,800			
85	271,300	331,500	353,000	395,200			
86	271,700	332,000	353,300	395,400			
87	272,000	332,200	353,600	395,600			
88	272,400	332,600	353,900	395,800			
89	272,800	333,000	354,300	396,000			
90	273,100	333,400	354,600	396,200			
91	273,500	333,800	355,000	396,400			
92	273,900	334,200	355,300	396,600			
93	274,000	334,500	355,700	396,800			
94	274,400	334,700	356,000	397,000			
95	274,700	335,100	356,300	397,200			
96	275,100	335,400	356,600	397,400			
97	275,400	335,600	356,900	397,600			
98	275,900	335,900	357,400	397,800			
99	276,200	336,200	357,800	398,100			
100	276,600	336,500	358,200	398,300			
101	276,900	336,800	358,700				
102	277,300	337,100	359,100				
103	277,600	337,500	359,500				
104	277,800	337,700	359,900				
105	278,100	337,900	360,400				
106	278,400	338,100	360,700				
107	278,700	338,500	360,900				
108	279,000	338,700	361,200				
109	279,300	338,900	361,400				
110	279,600	339,300	361,700				
111	279,800	339,700	361,900				
112	280,100	340,100	362,200				
113	280,300	340,300	362,500				
114	280,700	340,400	362,700				
115	280,900	340,500	363,000				
116	281,200	340,600	363,200				

117	281, 400	340, 700	363, 500				
118	281, 700	340, 800	363, 700				
119	281, 900	340, 900	364, 000				
120	282, 100	341, 000	364, 200				
121	282, 300	341, 100	364, 500				
122	282, 400	341, 200	364, 800				
123	282, 600	341, 300					
124	282, 800	341, 400					
125	283, 000	341, 500					
126	283, 200						
127	283, 400						
128	283, 600						
129	283, 700						
130	283, 900						
131	284, 100						
132	284, 300						
133	284, 400						
134	284, 600						
135	284, 700						
136	284, 900						
137	285, 000						
138	285, 200						
139	285, 300						
140	285, 500						
141	285, 600						
142	285, 900						
143	286, 000						
144	286, 100						
145	286, 200						
146	286, 400						
147	286, 500						
148	286, 600						
149	286, 700						
150	286, 800						
151	287, 000						
152	287, 100						
153	287, 200						
154	287, 250						
155	287, 300						
156	287, 350						
157	287, 400						
158	287, 450						
159	287, 500						
160	287, 550						
161	287, 600						
162	287, 650						
163	287, 700						
164	287, 750						
165	287, 800						
166	287, 850						
167	287, 900						
168	287, 950						
169	288, 000						
170	288, 050						
再任用職員	219, 700	248, 400	262, 100	287, 800	329, 300	372, 300	435, 100

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	166,300	194,400	243,300	266,400	291,700	336,800	381,600
2	167,700	196,500	245,200	267,400	293,500	338,900	384,300
3	169,300	198,600	247,000	268,300	295,300	340,900	387,000
4	170,700	200,700	248,800	269,400	297,300	343,200	389,700
5	172,200	202,800	250,300	270,000	299,000	345,200	391,900
6	173,800	205,200	251,600	271,100	300,800	347,400	394,400
7	175,300	207,500	252,700	271,900	302,800	349,500	396,700
8	176,800	209,900	254,000	272,900	304,600	351,600	399,100
9	178,100	212,300	255,000	274,000	306,600	353,200	401,100
10	179,900	213,700	256,200	274,800	308,500	355,200	403,300
11	181,500	215,200	257,100	276,000	310,300	357,200	405,500
12	183,000	216,400	258,000	277,200	312,300	359,200	407,800
13	184,600	217,800	259,200	278,500	313,800	361,100	409,800
14	186,600	219,200	260,400	279,700	315,400	363,300	411,800
15	188,600	220,800	261,200	281,000	317,300	365,400	414,100
16	190,700	222,000	262,200	282,400	319,100	367,500	416,300
17	192,900	223,400	262,800	283,700	320,800	369,500	418,400
18	195,100	225,000	263,700	285,100	322,500	371,500	420,600
19	197,200	226,500	264,700	286,400	324,200	373,700	422,800
20	199,400	228,000	265,700	287,700	325,900	375,800	425,000
21	201,500	229,200	266,600	289,300	327,400	377,600	426,900
22	203,700	231,000	267,600	291,000	328,900	379,700	428,900
23	206,000	232,700	268,500	292,500	330,400	381,800	430,700
24	208,200	234,400	269,500	293,900	332,000	383,900	432,600
25	210,300	235,800	270,800	295,200	333,400	385,900	434,400
26	211,600	237,500	271,900	297,100	334,800	387,500	436,000
27	212,800	239,200	273,100	298,900	336,300	389,500	437,700
28	214,100	241,000	274,300	300,600	338,000	391,400	439,400
29	215,400	242,600	275,600	302,000	339,100	393,300	440,700
30	216,500	244,000	277,100	303,600	340,600	395,000	442,000
31	217,800	245,400	278,700	305,200	342,100	396,900	443,600
32	219,000	246,500	280,100	307,000	343,600	398,800	445,200
33	220,400	247,700	281,800	308,400	345,200	400,500	446,900
34	221,700	248,800	283,300	309,900	346,700	402,200	448,500
35	223,000	249,700	284,600	311,600	348,400	404,100	450,000
36	224,300	250,900	286,000	313,200	349,900	405,800	451,400
37	225,600	251,800	287,600	314,500	351,600	407,400	452,500
38	227,000	252,900	289,000	315,900	353,300	409,200	453,800
39	228,300	253,800	290,500	317,400	354,800	411,000	455,200
40	229,800	254,900	292,000	319,000	356,400	412,800	456,600
41	230,700	255,500	293,300	320,500	357,700	414,400	457,600
42	232,100	256,400	294,800	322,000	359,200	415,900	458,300
43	233,500	257,300	296,400	323,400	360,700	417,400	459,200
44	235,000	258,200	298,000	324,900	362,100	418,800	459,800
45	236,200	259,000	299,300	325,700	363,800	419,900	460,700
46	237,600	260,000	300,700	327,200	364,800	421,000	461,400
47	238,900	261,000	302,300	328,600	366,300	422,100	462,200
48	240,300	262,000	303,800	330,100	367,700	423,300	463,000
49	241,300	263,000	304,900	331,200	369,100	424,700	463,700
50	242,400	264,100	306,300	332,700	370,500	425,800	464,500
51	243,400	265,400	307,500	334,000	371,800	427,000	465,200
52	244,500	266,600	308,900	335,300	373,300	428,100	466,000
53	245,500	267,700	310,300	336,800	374,800	429,400	466,800
54	246,600	269,200	311,700	338,200	376,000	430,400	467,600
55	247,600	270,700	313,100	339,600	377,100	431,500	468,300
56	248,600	272,100	314,500	340,900	378,400	432,600	469,000

57	249,300	273,600	315,300	341,900	379,500	433,800	469,900
58	250,400	275,200	316,600	343,200	380,400	434,300	470,300
59	251,100	276,800	317,800	344,400	381,400	434,900	470,700
60	252,100	278,300	319,200	345,700	382,400	435,300	471,100
61	253,000	279,700	320,300	346,800	383,100	435,900	
62	254,000	281,300	321,700	347,800	383,900	436,400	
63	254,800	282,800	323,000	349,000	384,700	436,800	
64	255,900	284,100	324,200	350,300	385,500	437,300	
65	256,800	285,500	325,500	351,400	386,200	437,900	
66	257,700	287,100	326,900	352,700	386,900	438,300	
67	258,800	288,600	328,200	353,900	387,800	438,600	
68	259,700	290,100	329,500	355,000	388,500	439,000	
69	260,600	291,300	330,200	356,000	389,100	439,400	
70	261,700	292,800	331,300	357,000	389,700	439,600	
71	262,800	294,300	332,500	358,200	390,400	439,800	
72	263,900	295,700	333,400	359,300	391,000	440,000	
73	265,400	296,800	334,700	360,100	391,700	440,200	
74	266,700	298,200	335,400	361,200	392,200	440,400	
75	268,000	299,400	336,500	362,400	392,900	440,600	
76	269,200	300,700	337,800	363,500	393,400	440,800	
77	270,200	302,200	338,900	364,200	393,800	441,000	
78	271,400	303,500	340,100	365,000	394,400	441,200	
79	272,700	304,700	341,200	365,800	394,900	441,400	
80	273,900	306,000	342,500	366,500	395,200	441,600	
81	274,800	306,600	343,600	367,100	395,500	441,800	
82	275,900	307,800	344,700	367,700	396,000	442,000	
83	277,000	308,900	345,700	368,300	396,400		
84	278,100	310,100	346,800	368,800	396,700		
85	278,900	311,300	347,800	369,400	397,000		
86	279,800	312,500	348,800	369,900	397,500		
87	281,000	313,700	349,700	370,500	398,100		
88	282,000	314,800	350,700	371,000	398,500		
89	282,200	316,100	351,700	371,400	398,800		
90	282,600	317,400	352,600	371,800	399,200		
91	282,800	318,600	353,400	372,500	399,700		
92	283,200	319,800	354,200	373,000	400,100		
93	283,600	320,600	354,800	373,300	400,500		
94	284,000	321,300	355,400	373,800	400,700		
95	284,400	322,100	356,100	374,200	400,900		
96	284,800	322,700	356,700	374,500	401,100		
97	284,900	323,400	357,200	375,100	401,300		
98	285,200	323,700	357,600	375,600	401,500		
99	285,500	324,300	358,100	376,100	401,700		
100	285,900	325,000	358,500	376,600	401,900		
101	286,200	325,400	359,000	377,200	402,100		
102	286,600	326,000	359,400	377,800	402,300		
103	286,900	326,700	359,900	378,300	402,500		
104	287,200	327,300	360,300	378,700	402,700		
105	287,500	327,700	360,600	379,300	402,900		
106	287,800	328,200	361,100	379,800	403,200		
107	288,100	328,700	361,500	380,300	403,400		
108	288,400	329,200	361,800	380,800	403,600		
109	288,700	329,600	362,400	381,400			
110	289,000	330,000	362,900	381,800			
111	289,300	330,300	363,400	382,300			
112	289,600	330,600	363,900	382,900			
113	289,800	331,000	364,400	383,500			
114	290,000	331,400	364,900	383,800			
115	290,200	331,900	365,400	384,100			
116	290,500	332,200	365,800	384,400			

117	290, 700	332, 400	366, 200	384, 700			
118	291, 100	332, 700	366, 600	385, 000			
119	291, 300	333, 100	367, 100	385, 300			
120	291, 600	333, 300	367, 700	385, 600			
121	291, 800	333, 500	368, 100	385, 900			
122	292, 000	333, 800	368, 600	386, 200			
123	292, 200	334, 100	369, 100	386, 500			
124	292, 400	334, 400	369, 600	386, 800			
125	292, 600	334, 600	369, 900	387, 100			
126	292, 700	334, 900	370, 100	387, 400			
127	292, 900	335, 300	370, 200	387, 800			
128	293, 100	335, 500	370, 400	388, 100			
129	293, 300	335, 700	370, 500	388, 400			
130	293, 400	335, 900	370, 700	388, 700			
131	293, 600	336, 300	370, 800				
132	293, 800	336, 500	371, 000				
133	293, 900	336, 900	371, 150				
134	294, 000	337, 300	371, 300				
135	294, 200	337, 700	371, 400				
136	294, 300	338, 100	371, 600				
137	294, 400	338, 400	371, 700				
138	294, 500	338, 800	371, 900				
139	294, 600	339, 200	372, 000				
140	294, 700	339, 600	372, 200				
141	294, 800	339, 900					
142	294, 900	340, 300					
143	295, 000	340, 500					
144	295, 100	340, 600					
145	295, 200	340, 700					
146	295, 300	340, 800					
147	295, 400	340, 900					
148	295, 500	341, 000					
149	295, 600	341, 100					
150	295, 700	341, 200					
151	295, 800	341, 300					
152	296, 000	341, 400					
153	296, 100	341, 500					
154	296, 200	341, 600					
155	296, 300	341, 650					
156	296, 400	341, 700					
157	296, 500	341, 750					
158	296, 600	341, 800					
159	296, 700	341, 900					
160	296, 800	341, 950					
161	296, 900	342, 000					
162	297, 000	342, 050					
163	297, 100	342, 100					
164	297, 200	342, 150					
165	297, 300	342, 200					
166	297, 400	342, 250					
167	297, 500	342, 300					
168	297, 600	342, 350					
169	297, 700						
170	297, 750						
171	297, 800						
172	297, 850						
173	297, 900						
174	297, 950						
175	298, 000						
176	298, 050						
177	298, 100						
178	298, 150						

179	298, 200						
再任用職員	239, 810	260, 510	267, 860	278, 260	294, 890	332, 730	378, 020

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	147,000	234,600	268,300	294,700	325,600	370,200	416,300	467,600	532,200
2	148,200	236,300	270,200	297,000	327,900	372,900	418,800	470,800	535,100
3	149,400	237,800	272,100	299,300	330,200	375,300	421,300	473,800	538,300
4	150,500	239,400	274,200	301,500	332,500	378,000	423,800	476,900	541,500
5	151,600	240,900	276,000	303,400	334,700	379,900	425,700	480,000	544,600
6	152,700	242,600	277,900	305,700	336,800	382,400	428,000	483,000	547,000
7	153,900	244,100	279,800	308,100	339,000	384,800	430,200	486,100	549,500
8	155,000	245,800	282,000	310,300	341,200	387,300	432,400	489,200	552,000
9	156,100	247,000	284,000	312,300	343,200	389,800	434,500	492,000	554,400
10	157,500	248,500	286,100	314,600	345,400	392,500	436,600	495,200	556,300
11	158,900	250,200	288,200	316,900	347,500	395,200	438,800	498,200	558,100
12	160,200	251,600	290,200	319,200	349,700	398,000	440,900	501,400	560,000
13	161,500	253,100	292,300	321,300	351,500	400,400	442,600	504,100	561,800
14	163,000	254,600	294,400	323,500	353,600	402,700	444,500	506,500	563,200
15	164,600	256,000	296,500	325,700	355,600	405,000	446,500	508,800	564,500
16	166,200	257,400	298,500	327,900	357,700	407,400	448,500	511,200	565,600
17	167,500	258,900	300,300	329,800	359,400	409,300	450,500	513,300	567,000
18	169,100	260,600	302,400	331,900	361,400	411,300	452,300	514,700	568,000
19	170,600	262,300	304,500	333,900	363,300	413,300	454,200	516,300	568,900
20	172,100	264,100	306,600	335,900	365,200	415,100	455,900	517,700	569,800
21	173,600	265,800	308,500	337,700	367,100	417,000	457,700	518,900	570,700
22	176,300	267,600	310,600	339,800	369,100	418,900	459,300	520,400	
23	179,000	269,300	312,700	341,900	371,100	420,700	460,700	521,900	
24	181,600	271,100	314,800	344,000	373,100	422,600	462,200	523,400	
25	184,400	273,000	316,600	345,400	375,100	424,500	463,600	524,500	
26	186,100	274,900	318,700	347,400	377,000	426,000	465,000	525,700	
27	187,700	276,800	320,700	349,300	379,100	427,500	466,300	526,900	
28	189,500	278,600	322,800	351,200	381,100	429,200	467,500	528,100	
29	191,000	280,300	324,500	352,900	382,700	430,800	468,500	529,100	
30	192,700	282,300	326,600	354,800	384,500	432,100	469,200	530,000	
31	194,600	284,200	328,700	356,700	386,300	433,400	470,100	531,000	
32	196,300	286,000	330,800	358,600	388,000	434,700	470,800	531,900	
33	197,900	287,500	332,100	360,500	389,800	435,900	471,500	532,700	
34	199,800	289,400	334,100	362,400	391,200	437,200	472,300	533,600	
35	201,600	291,300	336,000	364,200	392,700	438,500	473,000	534,300	
36	203,400	293,200	338,200	365,900	394,400	439,800	473,600	534,800	
37	205,000	294,800	340,100	367,400	395,800	441,000	474,100	535,500	
38	206,800	296,600	342,100	368,700	397,000	441,800	474,800	536,200	
39	208,600	298,400	344,100	370,100	398,300	442,600	475,400	537,000	
40	210,500	300,200	346,000	371,500	399,400	443,400	476,000	537,600	
41	212,100	301,800	348,000	372,900	400,500	444,100	476,500	538,100	
42	213,900	303,500	349,900	373,800	401,700	444,800	477,000		
43	215,800	305,000	351,700	374,900	402,900	445,500	477,400		
44	217,600	306,700	353,700	376,000	404,100	446,200	477,700		
45	219,000	308,300	355,200	376,800	404,800	447,000	478,000		
46	220,900	310,000	356,600	377,800	405,500	447,800	478,200		
47	222,600	311,700	358,200	378,700	406,200	448,200	478,300		
48	224,400	313,400	359,700	379,600	406,900	449,000	478,500		
49	226,200	314,300	361,300	380,500	407,500	449,500	478,600		
50	227,900	315,800	362,100	381,300	408,200	449,900	478,800		
51	229,500	317,400	363,400	382,100	408,700	450,300	478,900		
52	231,200	319,000	364,400	383,000	409,100	450,700	479,100		
53	232,600	320,600	365,300	383,700	409,500	451,100	479,200		
54	234,300	322,300	366,400	384,400	409,800	451,500	479,400		
55	236,000	323,900	367,400	385,100	410,100	451,900	479,600		
56	237,600	325,400	368,500	385,800	410,400	452,200	479,700		

57	238,700	327,000	369,400	386,300	410,700	452,500	479,900		
58	240,300	328,200	370,100	386,900	411,000	452,900	480,000		
59	241,700	329,400	370,800	387,500	411,300	453,200	480,200		
60	243,000	330,600	371,500	388,300	411,600	453,500	480,300		
61	244,300	331,300	371,900	388,700	411,900	453,800			
62	245,600	332,300	372,600	389,400	412,200	454,000			
63	246,600	333,100	373,300	390,000	412,500	454,200			
64	247,800	333,900	374,000	390,600	412,800	454,300			
65	249,100	334,800	374,300	391,000	413,100	454,500			
66	250,300	335,200	375,000	391,600	413,500	454,600			
67	251,500	335,900	375,700	392,200	413,800	454,800			
68	252,800	336,800	376,400	392,900	414,100	454,900			
69	253,700	337,600	376,700	393,300	414,300	455,100			
70	255,200	338,300	377,300	393,800	414,600	455,200			
71	256,600	339,000	378,100	394,300	414,900	455,400			
72	258,000	339,700	378,700	394,900	415,200	455,500			
73	259,400	340,200	379,000	395,200	415,400	455,700			
74	260,900	340,800	379,600	395,600	415,700	455,800			
75	262,300	341,300	380,300	396,000	416,000				
76	263,600	342,000	380,900	396,400	416,200				
77	264,800	342,300	381,300	396,700	416,400				
78	266,200	342,800	381,800	397,000	416,700				
79	267,600	343,200	382,400	397,300	417,000				
80	268,900	343,700	383,000	397,600	417,200				
81	270,000	344,100	383,500	397,800	417,400				
82	271,200	344,600	384,100	398,200	417,700				
83	272,500	345,100	384,600	398,500	418,000				
84	273,800	345,600	384,900	398,700	418,200				
85	274,600	345,900	385,300	398,900	418,500				
86	275,100	346,300	385,800	399,200	418,600				
87	275,800	346,800	386,200	399,500	418,700				
88	276,500	347,300	386,600	399,700	418,800				
89	276,800	347,600	387,000	399,900	418,900				
90	277,300	348,000	387,500	400,200	419,000				
91	277,700	348,500	388,000	400,500	419,100				
92	278,200	348,900	388,400	400,700	419,200				
93	278,700	349,100	388,700	400,900	419,300				
94	279,200	349,500	388,800	401,000	419,400				
95	279,700	350,000	389,000	401,100	419,500				
96	280,100	350,400	389,100	401,200	419,600				
97	280,300	350,600	389,300	401,300	419,700				
98	280,900	351,000	389,400	401,400	419,800				
99	281,200	351,400	389,600	401,500	419,900				
100	281,700	351,700	389,700	401,600	420,000				
101	282,100	352,100	389,900	401,700					
102	282,500	352,500	390,000	401,800					
103	282,900	352,900	390,200	401,900					
104	283,300	353,300	390,400	402,000					
105	283,700	353,800	390,500	402,100					
106	284,100	354,200	390,700						
107	284,400	354,600	390,800						
108	284,800	355,000	391,000						
109	285,200	355,500							
110	285,500	355,900							
111	285,900	356,200							
112	286,300	356,500							
113	286,600	357,000							
114	286,800	357,300							
115	287,100	357,600							
116	287,400	357,800							

117	287, 600	358, 100							
118	287, 900	358, 300							
119	288, 200	358, 600							
120	288, 500	358, 800							
121	288, 700	359, 100							
122	289, 000	359, 300							
123	289, 200	359, 600							
124	289, 400	359, 900							
125	289, 700	360, 100							
126	289, 900	360, 400							
127	290, 000	360, 600							
128	290, 200	360, 900							
129	290, 400	361, 100							
130	290, 500	361, 400							
131	290, 700								
132	291, 000								
133	291, 100								
134	291, 200								
135	291, 400								
136	291, 500								
137	291, 600								
138	291, 700								
139	291, 800								
140	291, 900								
141	292, 000								
142	292, 100								
143	292, 200								
144	292, 300								
145	292, 400								
146	292, 500								
147	292, 600								
148	292, 700								
149	292, 800								
150	292, 900								
151	293, 000								
152	293, 100								
153	293, 200								
154	293, 300								
155	293, 400								
156	293, 500								
157	293, 600								
158	293, 700								
159	293, 750								
160	293, 800								
161	293, 850								
162	293, 900								
163	293, 950								
164	294, 000								
165	294, 050								
166	294, 100								
167	294, 150								
168	294, 200								
169	294, 250								
170	294, 300								
171	294, 350								
172	294, 400								
再任用職員	219, 600	260, 400	280, 100	295, 500	321, 500	364, 000	397, 700	449, 900	531, 900

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	133,100	207,700	255,200	284,800
2	134,000	208,900	256,400	286,800
3	135,000	210,400	257,500	288,600
4	135,900	211,700	258,700	290,400
5	136,900	213,000	259,600	292,300
6	138,000	214,500	261,000	294,100
7	139,000	215,900	262,100	295,800
8	140,000	217,300	263,300	297,700
9	140,800	218,600	264,400	299,200
10	141,800	220,300	265,400	301,100
11	142,800	221,900	266,600	302,800
12	144,000	223,300	267,800	304,600
13	144,800	224,600	268,800	306,000
14	145,800	226,100	269,900	307,800
15	146,800	227,600	271,000	309,400
16	147,800	228,900	272,000	310,900
17	149,000	229,900	273,000	312,500
18	150,200	230,600	274,200	314,100
19	151,400	231,500	275,300	315,700
20	152,600	232,500	276,300	317,500
21	153,800	233,400	277,300	318,500
22	155,000	235,000	278,400	319,900
23	156,200	236,300	279,500	321,300
24	157,400	237,400	280,500	322,900
25	158,700	238,800	281,400	324,000
26	160,200	240,200	282,500	325,500
27	161,700	241,500	283,600	327,000
28	163,200	242,800	284,700	328,400
29	164,700	243,700	285,600	330,000
30	166,200	245,000	286,800	331,200
31	167,700	246,300	287,800	332,600
32	169,300	247,500	288,800	333,800
33	170,800	248,600	289,500	334,900
34	172,600	249,900	290,400	335,800
35	174,500	251,100	291,400	337,000
36	176,300	252,300	292,500	338,100
37	178,100	253,600	293,100	339,200
38	179,900	254,700	294,000	340,300
39	181,600	256,100	294,900	341,300
40	183,300	257,400	295,800	342,400
41	185,500	258,400	296,500	343,400
42	186,900	259,700	297,500	344,400
43	188,300	260,900	298,500	345,400
44	189,700	262,200	299,400	346,400
45	191,100	263,000	300,100	347,400
46	192,600	264,100	301,100	348,400
47	194,300	265,400	302,000	349,400
48	195,800	266,400	302,900	350,400
49	197,100	267,600	303,600	351,300
50	198,100	268,800	304,200	352,300
51	199,500	270,000	304,900	353,200
52	200,600	271,000	305,700	354,000
53	201,800	271,900	306,400	354,800
54	202,900	273,000	307,200	355,600
55	204,000	274,200	307,900	356,400
56	205,200	275,400	308,600	357,200

57	206, 200	276, 300	309, 300	357, 900
58	207, 300	277, 300	310, 000	358, 700
59	208, 300	278, 400	310, 800	359, 500
60	209, 400	279, 400	311, 600	360, 200
61	210, 300	280, 400	312, 200	360, 900
62	211, 400	281, 600	312, 900	361, 600
63	212, 500	282, 400	313, 600	362, 400
64	213, 500	283, 500	314, 300	363, 100
65	214, 500	284, 300	314, 800	363, 700
66	215, 400	285, 100	315, 300	364, 200
67	216, 100	286, 000	315, 900	364, 700
68	217, 000	286, 800	316, 600	365, 200
69	217, 900	287, 400	317, 200	365, 600
70	219, 100	288, 200	317, 600	
71	220, 200	289, 000	318, 100	
72	221, 100	289, 700	318, 600	
73	221, 700	290, 500	318, 900	
74	222, 900	291, 300	319, 400	
75	224, 000	292, 100	319, 900	
76	225, 300	292, 900	320, 300	
77	225, 900	293, 500	320, 500	
78	227, 100	294, 000	320, 800	
79	228, 300	294, 500	321, 100	
80	229, 400	294, 900	321, 500	
81	230, 400	295, 300	321, 800	
82	231, 600	295, 700	322, 100	
83	232, 600	296, 300	322, 400	
84	233, 700	296, 800	322, 700	
85	234, 900	297, 200	322, 900	
86	235, 900	297, 800	323, 300	
87	237, 000	298, 400	323, 600	
88	238, 000	299, 000	323, 800	
89	239, 000	299, 300	324, 000	
90	240, 200	299, 800	324, 300	
91	240, 800	300, 300	324, 600	
92	241, 200	300, 700	324, 900	
93	241, 700	301, 200	325, 100	
94	242, 100	301, 700	325, 400	
95	242, 600	302, 200	325, 700	
96	242, 900	302, 700	325, 900	
97	243, 100	303, 000	326, 100	
98	243, 600	303, 400	326, 400	
99	244, 000	303, 900	326, 800	
100	244, 400	304, 400	327, 000	
101	244, 600	304, 800	327, 200	
102	245, 200	305, 200	327, 300	
103	245, 600	305, 500	327, 400	
104	246, 000	305, 800	327, 500	
105	246, 300	306, 200	327, 600	
106	246, 700	306, 600	327, 700	
107	247, 100	307, 000	327, 800	
108	247, 300	307, 400	327, 900	
109	247, 600	307, 700	328, 000	
110	248, 000	308, 100	328, 100	
111	248, 100	308, 500	328, 200	
112	248, 300	308, 800	328, 300	
113	248, 600	309, 000	328, 400	
114	248, 900	309, 300	328, 500	
115	249, 300	309, 600	328, 600	
116	249, 500	309, 800	328, 700	

117	249, 600	310, 000	328, 800	
118	249, 800	310, 300	328, 900	
119	250, 200	310, 600		
120	250, 400	310, 800		
121	250, 600	311, 000		
122	250, 900	311, 400		
123	251, 200	311, 700		
124	251, 500	311, 900		
125	251, 700	312, 100		
126	252, 000	312, 400		
127	252, 300	312, 700		
128	252, 600	312, 900		
129	252, 800	313, 100		
130	253, 100	313, 400		
131	253, 300	313, 700		
132	253, 500	313, 900		
133	253, 700	314, 100		
134	254, 000	314, 200		
135	254, 200	314, 300		
136	254, 400	314, 400		
137	254, 600	314, 500		
138	254, 800	314, 600		
139	255, 000	314, 700		
140	255, 300	314, 800		
141	255, 500	314, 900		
142	255, 700	315, 000		
143	255, 900			
144	256, 100			
145	256, 300			
146	256, 400			
147	256, 600			
148	256, 700			
149	256, 800			
150	256, 900			
151	257, 000			
152	257, 100			
153	257, 200			
154	257, 300			
155	257, 400			
156	257, 500			
157	257, 700			
158	257, 800			
159	258, 000			
160	258, 100			
161	258, 300			
162	258, 400			
163	258, 500			
164	258, 600			
165	258, 800			
166	258, 900			
167	259, 000			
168	259, 100			
169	259, 300			
170	259, 400			
171	259, 500			
172	259, 600			
173	259, 700			
174	259, 800			
175	259, 900			
176	260, 000			
177	260, 100			
178	260, 300			
179	260, 400			
180	260, 450			
181	260, 500			

182	260, 550			
183	260, 600			
184	260, 650			
185	260, 700			
186	260, 750			
187	260, 800			
188	260, 850			
189	260, 900			
190	260, 950			
再任用職員	208, 800	227, 700	248, 900	280, 200

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	216,800	278,100	325,800	410,100	539,800
2	219,100	281,100	328,700	412,400	542,800
3	221,300	284,000	331,800	414,900	546,000
4	223,600	286,800	334,900	417,400	549,100
5	225,700	289,600	338,100	419,500	552,100
6	227,800	292,100	340,900	422,000	554,500
7	230,000	294,400	343,600	424,200	557,100
8	232,100	296,800	346,300	426,800	559,500
9	234,500	299,400	349,300	428,500	561,800
10	236,900	301,900	352,300	431,000	563,600
11	239,300	304,400	355,500	433,300	565,500
12	241,700	307,000	358,800	435,700	567,500
13	243,900	309,300	361,600	437,100	569,200
14	246,300	311,300	363,800	439,300	570,600
15	248,700	313,500	366,100	441,500	571,900
16	251,100	315,400	368,700	443,800	573,100
17	253,200	317,600	371,000	446,000	574,400
18	256,300	319,800	373,200	448,400	575,200
19	259,400	321,800	375,600	450,700	576,000
20	262,500	323,900	377,700	453,100	576,700
21	265,500	325,900	379,700	455,300	577,500
22	268,500	328,400	381,800	457,600	
23	271,400	331,000	384,000	460,000	
24	274,400	333,900	386,000	462,300	
25	277,200	335,900	387,400	464,300	
26	279,800	338,100	389,200	466,600	
27	282,300	340,300	391,000	468,700	
28	285,100	342,800	392,900	470,900	
29	287,900	345,300	394,900	473,000	
30	290,300	347,500	396,600	475,400	
31	292,500	349,600	398,300	477,600	
32	295,000	351,500	400,000	479,700	
33	297,300	353,500	401,600	481,600	
34	299,500	355,900	403,400	483,700	
35	302,000	358,200	405,000	486,100	
36	304,400	360,400	406,800	488,300	
37	306,900	362,000	407,900	490,400	
38	308,600	364,100	409,500	492,400	
39	310,300	366,200	411,000	494,300	
40	312,000	368,100	412,500	496,300	
41	314,000	370,000	413,400	498,300	
42	314,700	371,900	415,100	500,200	
43	315,600	373,700	416,600	501,900	
44	316,500	375,600	418,200	503,800	
45	317,400	377,400	419,500	505,800	
46	318,500	379,200	421,100	507,600	
47	319,400	380,700	422,500	509,400	
48	320,500	382,500	424,100	511,300	
49	321,400	384,100	425,600	513,000	
50	322,500	385,700	426,900	514,700	
51	323,500	387,300	428,200	516,600	
52	324,400	389,000	429,500	518,500	
53	325,600	390,100	430,200	520,100	
54	326,600	391,600	431,200	521,700	
55	327,600	393,000	432,100	523,400	
56	328,600	394,700	433,000	525,000	

57	329, 300	396, 000	433, 900	526, 700	
58	330, 400	397, 400	434, 900	528, 000	
59	331, 500	398, 700	435, 800	529, 300	
60	332, 500	400, 200	436, 700	530, 500	
61	333, 600	401, 500	437, 600	531, 700	
62	334, 600	402, 900	438, 500	532, 700	
63	335, 700	404, 500	439, 500	533, 700	
64	336, 800	406, 000	440, 600	534, 700	
65	337, 500	407, 000	441, 500	535, 300	
66	338, 600	408, 100	442, 500	536, 300	
67	339, 300	409, 100	443, 500	537, 200	
68	340, 400	410, 200	444, 400	538, 100	
69	341, 000	411, 200	445, 500	539, 000	
70	342, 100	412, 100	446, 500	539, 800	
71	343, 000	412, 900	447, 400	540, 500	
72	344, 200	413, 700	448, 400	541, 000	
73	344, 500	414, 600	449, 400	541, 700	
74	345, 500	415, 500	450, 300	542, 200	
75	346, 500	416, 300	451, 200	543, 000	
76	347, 500	417, 100	452, 200	543, 600	
77	348, 500	417, 800	453, 000	544, 100	
78	349, 500	418, 200	453, 500		
79	350, 400	418, 500	454, 200		
80	351, 300	418, 800	454, 900		
81	352, 300	419, 100	455, 700		
82	353, 300	419, 400	456, 400		
83	354, 400	419, 600	456, 700		
84	355, 400	419, 900	457, 300		
85	355, 800	420, 200	457, 700		
86	356, 400	420, 500	458, 000		
87	357, 000	420, 800	458, 300		
88	357, 600	421, 100	458, 600		
89	357, 900	421, 300	458, 900		
90	358, 300	421, 600			
91	358, 800	421, 900			
92	359, 300	422, 200			
93	359, 500	422, 400			
94	359, 900	422, 700			
95	360, 300	423, 000			
96	360, 700	423, 300			
97	360, 800	423, 500			
98	361, 000	423, 800			
99	361, 100	424, 100			
100	361, 300	424, 400			
101	361, 400	424, 600			
102	361, 800	424, 900			
103	362, 000	425, 200			
104	362, 400	425, 400			
105	362, 500	425, 600			
106	362, 700				
107	363, 000				
108	363, 300				
109	363, 200				
110	363, 500				
111	363, 900				
112	364, 000				
113	364, 100				
114	364, 200				
115	364, 400				
116	364, 500				

117	364,600				
118	364,700				
119	364,900				
120	365,100				
121	365,300				
122	365,400				
123	365,500				
124	365,600				
125	365,800				
126	366,200				
127	366,600				
128	366,900				
129	367,100				
再任用職員	285,700	296,800	318,900	403,700	539,500

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額
	円
1	196,000
2	198,600
3	201,000
4	203,500
5	206,000
6	208,300
7	210,600
8	212,900
9	215,000
10	217,300
11	219,800
12	222,100
13	224,200
14	226,600
15	229,000
16	231,400
17	233,700
18	236,500
19	239,400
20	242,300
21	244,900
22	247,600
23	250,100
24	252,900
25	255,600
26	258,000
27	260,300
28	262,500
29	265,200
30	267,400
31	269,300
32	271,400
33	273,200
34	275,200
35	277,300
36	279,200
37	281,100
38	282,600
39	283,900
40	285,400
41	286,800
42	287,700
43	288,700
44	289,700
45	290,400
46	291,600
47	292,800
48	294,100
49	295,400
50	296,700
51	297,800
52	298,900
53	300,100
54	301,300
55	302,600
56	303,800

57	304,600
58	305,700
59	306,900
60	308,000
61	308,900
62	310,000
63	311,100
64	312,200
65	313,000
66	314,200
67	315,100
68	316,100
69	317,100
70	318,100
71	319,200
72	320,300
73	320,800
74	321,800
75	322,900
76	324,100
77	325,200
78	326,200
79	327,100
80	328,000
81	329,100
82	329,900
83	330,600
84	331,400
85	331,900
86	332,400
87	332,900
88	333,500
89	333,800
90	334,300
91	334,800
92	335,300
93	335,600
94	336,000
95	336,500
96	337,000
97	337,500
98	338,000
99	338,500
100	339,000
101	339,500
102	340,000
103	340,500
104	341,000
105	341,500
106	341,900
107	342,400
108	342,800
109	343,300
110	343,800
111	344,300
112	344,700

113	345,200
114	345,600
115	346,100
116	346,500
117	347,000
118	347,400
119	347,800
120	348,200
121	348,600
再任用職員	261,300

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	160,900	258,500	280,000
2	162,100	260,100	281,900
3	163,400	261,600	283,500
4	164,600	263,200	285,000
5	165,600	264,200	286,900
6	167,100	265,600	289,000
7	168,600	267,000	291,200
8	170,000	268,400	293,500
9	171,300	269,600	295,400
10	172,700	271,200	297,600
11	174,200	272,500	299,800
12	175,700	273,600	302,000
13	177,200	274,900	303,700
14	178,800	276,500	306,000
15	180,300	278,200	308,300
16	181,700	279,900	310,500
17	183,300	281,600	312,600
18	185,200	283,500	314,900
19	186,900	285,300	317,200
20	188,600	287,000	319,500
21	190,200	288,600	321,500
22	191,800	290,400	323,600
23	193,500	292,100	325,800
24	195,200	293,800	328,000
25	196,800	295,700	330,000
26	198,500	297,500	332,100
27	200,400	299,300	334,200
28	202,100	301,200	336,200
29	203,900	302,400	338,100
30	205,500	304,100	340,200
31	207,000	305,800	342,200
32	208,400	307,500	344,300
33	209,800	309,000	345,900
34	211,100	310,600	347,900
35	212,400	312,200	349,700
36	213,600	313,800	351,600
37	214,900	315,300	352,900
38	217,600	316,900	354,800
39	220,300	318,300	356,700
40	223,200	319,900	358,600
41	226,400	321,200	360,500
42	227,900	322,900	362,400
43	229,300	324,400	364,200
44	230,800	325,900	365,900
45	232,200	327,000	367,800
46	233,800	328,200	369,200
47	235,500	329,400	370,700
48	237,100	330,600	372,100
49	238,500	331,700	373,200
50	240,200	332,700	374,300
51	241,700	333,600	375,400
52	243,200	334,600	376,500
53	244,200	335,500	377,400
54	245,800	336,200	378,100
55	247,100	337,100	378,900
56	248,500	337,900	379,700

57	249,900	338,500	380,500
58	251,700	339,000	381,300
59	253,200	339,600	382,100
60	254,900	340,100	383,000
61	256,400	340,600	383,900
62	257,700	340,800	384,600
63	259,000	341,400	385,300
64	260,500	342,100	386,000
65	261,800	342,400	386,300
66	263,100	342,900	386,900
67	264,400	343,400	387,500
68	265,700	343,900	388,300
69	267,100	344,400	388,700
70	268,500	344,900	389,400
71	270,100	345,300	390,000
72	271,700	345,800	390,600
73	273,100	346,000	391,000
74	274,700	346,500	391,600
75	276,400	347,100	392,200
76	277,900	347,600	392,900
77	279,600	347,900	393,300
78	281,300	348,300	393,800
79	282,900	348,800	394,300
80	284,500	349,200	394,900
81	286,100	349,400	395,400
82	287,700	349,700	395,800
83	289,300	350,200	396,200
84	290,900	350,600	396,600
85	292,200	350,900	396,800
86	293,700	351,200	397,000
87	295,100	351,700	397,300
88	296,700	352,200	397,600
89	298,100	352,500	397,800
90	299,500	352,900	398,200
91	301,100	353,300	398,500
92	302,600	353,500	398,700
93	303,700	353,800	398,900
94	305,200	353,900	399,000
95	306,500	354,100	399,100
96	308,000	354,200	399,200
97	309,100	354,400	399,300
98	310,400	354,600	399,400
99	311,600	354,700	399,500
100	312,900	354,900	399,600
101	313,600	355,000	399,700
102	314,700	355,200	
103	315,900	355,300	
104	317,200	355,500	
105	318,500	355,600	
106	319,200	355,800	
107	319,900	355,900	
108	320,500	356,100	
109	321,300		
110	322,100		
111	322,800		
112	323,500		

113	323, 800		
114	324, 100		
115	324, 700		
116	325, 000		
117	325, 400		
118	325, 700		
119	326, 100		
120	326, 400		
121	327, 000		
122	327, 400		
123	327, 700		
124	328, 000		
125	328, 500		
126	328, 900		
127	329, 100		
128	329, 500		
129	329, 900		
130	330, 300		
131	330, 700		
132	331, 100		
133	331, 300		
134	331, 700		
135	332, 000		
136	332, 300		
137	332, 700		
138	332, 900		
139	333, 200		
140	333, 600		
141	334, 000		
142	334, 300		
143	334, 700		
144	335, 000		
145	335, 300		
146	335, 700		
147	336, 000		
148	336, 200		
149	336, 400		
150	336, 500		
151	336, 600		
152	336, 800		
153	336, 900		
154	336, 950		
155	337, 000		
156	337, 050		
157	337, 100		
158	337, 150		
159	337, 200		
160	337, 250		
161	337, 300		
162	337, 350		
163	337, 400		
164	337, 450		
165	337, 500		
166	337, 550		
167	337, 600		
168	337, 650		
169	337, 700		
170	337, 750		
再任用職員	245, 900	260, 500	294, 200

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級
	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	162,200	163,200
2	163,100	164,200
3	164,100	165,100
4	165,000	166,000
5	165,900	166,900
6	166,800	167,800
7	167,700	168,800
8	168,700	169,700
9	169,700	170,700
10	171,400	172,400
11	173,100	174,200
12	175,000	175,700
13	176,800	177,200
14	178,400	178,800
15	180,100	180,300
16	181,700	181,800
17	183,300	183,400
18	185,000	185,300
19	186,500	187,000
20	187,900	188,700
21	189,300	190,300
22	190,600	191,800
23	192,000	193,400
24	193,300	195,000
25	194,700	196,500
26	196,000	198,000
27	197,200	199,500
28	198,300	200,900
29	199,600	202,300
30	200,700	203,600
31	201,900	205,100
32	203,000	206,400
33	204,600	208,100
34	205,400	209,000
35	206,500	210,400
36	207,400	211,400
37	208,300	213,300
38	209,400	214,400
39	210,400	215,600
40	211,400	216,700
41	212,200	217,600
42	213,100	218,700
43	213,800	219,700
44	214,800	220,700
45	215,600	221,700
46	216,500	222,800
47	217,300	223,900
48	218,000	224,900
49	218,600	225,800
50	219,500	226,800
51	220,300	227,800
52	221,000	228,700
53	221,700	229,400
54	222,400	230,400
55	223,000	231,400
56	223,700	232,300

57	223,900	233,100
58	224,600	234,100
59	225,100	235,000
60	225,600	235,700
61	225,900	236,400
62	226,200	237,300
63	226,600	238,100
64	227,100	238,900
65	227,500	239,400
66	228,100	240,300
67	228,400	241,100
68	228,800	241,700
69	229,300	242,300
70	229,700	243,000
71	230,100	243,500
72	230,400	244,200
73	230,800	245,000
74	231,200	245,600
75	231,600	246,300
76	231,900	247,000
77	232,100	247,600
78	232,500	248,400
79	232,900	249,000
80	233,000	249,700
81	233,200	250,300
82	233,600	251,000
83	234,000	251,700
84	234,200	252,200
85	234,400	252,900
86	234,800	253,500
87	235,100	254,200
88	235,200	254,600
89	235,500	255,300
90	235,800	255,900
91	236,100	256,600
92	236,200	257,300
93	236,400	257,700
94	236,600	258,100
95	236,700	258,400
96	236,800	258,600
97	237,000	258,800
98	237,300	259,100
99	237,500	259,300
100	237,600	259,500
101	237,700	259,800
102	237,800	260,100
103	237,900	260,400
104	238,000	260,700
105	238,100	260,800
106	238,300	261,000
107	238,500	261,300
108	238,600	261,500
109	238,800	261,700
110	238,900	262,000
111	239,100	262,300
112	239,200	262,500

113	239, 300	262, 600
114	239, 500	262, 700
115	239, 600	262, 800
116	239, 700	262, 900
117	239, 900	263, 100
118	240, 100	263, 300
119	240, 200	263, 400
120	240, 300	263, 500
121	240, 400	263, 600
122	240, 500	263, 800
123	240, 600	264, 000
124	240, 650	264, 200
125	240, 700	264, 300
126	240, 750	264, 500
127	240, 800	264, 600
128	240, 850	264, 800
129	240, 900	265, 000
130	240, 950	265, 200
131	241, 000	265, 500
132	241, 050	265, 700
133	241, 100	265, 800
134	241, 150	266, 000
135	241, 200	266, 100
136	241, 250	266, 200
137	241, 300	266, 300
138	241, 350	266, 400
139	241, 400	266, 600
140	241, 450	266, 700
141	241, 500	266, 800
142	241, 550	266, 900
143	241, 600	267, 000
144	241, 650	267, 100
145	241, 700	267, 200
146	241, 750	267, 300
147	241, 800	267, 400
148	241, 850	267, 500
149	241, 900	267, 600
再任用職員		

別表第 7－2 専門技術職基本給表（第 1 1 条第 1 項第 8 号関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	147,000	234,600	268,300	294,700
2	148,200	236,300	270,200	297,000
3	149,400	237,800	272,100	299,300
4	150,500	239,400	274,200	301,500
5	151,600	240,900	276,000	303,400
6	152,700	242,600	277,900	305,700
7	153,900	244,100	279,800	308,100
8	155,000	245,800	282,000	310,300
9	156,100	247,000	284,000	312,300
10	157,500	248,500	286,100	314,600
11	158,900	250,200	288,200	316,900
12	160,200	251,600	290,200	319,200
13	161,500	253,100	292,300	321,300
14	163,000	254,600	294,400	323,500
15	164,600	256,000	296,500	325,700
16	166,200	257,400	298,500	327,900
17	167,500	258,900	300,300	329,800
18	169,100	260,600	302,400	331,900
19	170,600	262,300	304,500	333,900
20	172,100	264,100	306,600	335,900
21	173,600	265,800	308,500	337,700
22	176,300	267,600	310,600	339,800
23	179,000	269,300	312,700	341,900
24	181,600	271,100	314,800	344,000
25	184,400	273,000	316,600	345,400
26	186,100	274,900	318,700	347,400
27	187,700	276,800	320,700	349,300
28	189,500	278,600	322,800	351,200
29	191,000	280,300	324,500	352,900
30	192,700	282,300	326,600	354,800
31	194,600	284,200	328,700	356,700
32	196,300	286,000	330,800	358,600
33	197,900	287,500	332,100	360,500
34	199,800	289,400	334,100	362,400
35	201,600	291,300	336,000	364,200
36	203,400	293,200	338,200	365,900
37	205,000	294,800	340,100	367,400
38	206,800	296,600	342,100	368,700
39	208,600	298,400	344,100	370,100
40	210,500	300,200	346,000	371,500
41	212,100	301,800	348,000	372,900
42	213,900	303,500	349,900	373,800
43	215,800	305,000	351,700	374,900
44	217,600	306,700	353,700	376,000
45	219,000	308,300	355,200	376,800
46	220,900	310,000	356,600	377,800
47	222,600	311,700	358,200	378,700
48	224,400	313,400	359,700	379,600
49	226,200	314,300	361,300	380,500
50	227,900	315,800	362,100	381,300
51	229,500	317,400	363,400	382,100
52	231,200	319,000	364,400	383,000
53	232,600	320,600	365,300	383,700
54	234,300	322,300	366,400	384,400
55	236,000	323,900	367,400	385,100
56	237,600	325,400	368,500	385,800

57	238, 700	327, 000	369, 400	386, 300
58	240, 300	328, 200	370, 100	386, 900
59	241, 700	329, 400	370, 800	387, 500
60	243, 000	330, 600	371, 500	388, 300
61	244, 300	331, 300	371, 900	388, 700
62	245, 600	332, 300	372, 600	389, 400
63	246, 600	333, 100	373, 300	390, 000
64	247, 800	333, 900	374, 000	390, 600
65	249, 100	334, 800	374, 300	391, 000
66	250, 300	335, 200	375, 000	391, 600
67	251, 500	335, 900	375, 700	392, 200
68	252, 800	336, 800	376, 400	392, 900
69	253, 700	337, 600	376, 700	393, 300
70	255, 200	338, 300	377, 300	393, 800
71	256, 600	339, 000	378, 100	394, 300
72	258, 000	339, 700	378, 700	394, 900
73	259, 400	340, 200	379, 000	395, 200
74	260, 900	340, 800	379, 600	395, 600
75	262, 300	341, 300	380, 300	396, 000
76	263, 600	342, 000	380, 900	396, 400
77	264, 800	342, 300	381, 300	396, 700
78	266, 200	342, 800	381, 800	397, 000
79	267, 600	343, 200	382, 400	397, 300
80	268, 900	343, 700	383, 000	397, 600
81	270, 000	344, 100	383, 500	397, 800
82	271, 200	344, 600	384, 100	398, 200
83	272, 500	345, 100	384, 600	398, 500
84	273, 800	345, 600	384, 900	398, 700
85	274, 600	345, 900	385, 300	398, 900
86	275, 100	346, 300	385, 800	399, 200
87	275, 800	346, 800	386, 200	399, 500
88	276, 500	347, 300	386, 600	399, 700
89	276, 800	347, 600	387, 000	399, 900
90	277, 300	348, 000	387, 500	400, 200
91	277, 700	348, 500	388, 000	400, 500
92	278, 200	348, 900	388, 400	400, 700
93	278, 700	349, 100	388, 700	400, 900
94	279, 200	349, 500		
95	279, 700	350, 000		
96	280, 100	350, 400		
97	280, 300	350, 600		
98	280, 900	351, 000		
99	281, 200	351, 400		
100	281, 700	351, 700		
101	282, 100	352, 100		
102	282, 500	352, 500		
103	282, 900	352, 900		
104	283, 300	353, 300		
105	283, 700	353, 800		
106	284, 100	354, 200		
107	284, 400	354, 600		
108	284, 800	355, 000		
109	285, 200	355, 500		
110	285, 500	355, 900		
111	285, 900	356, 200		
112	286, 300	356, 500		
113	286, 600	357, 000		
114	286, 800			
115	287, 100			
116	287, 400			

117	287, 600			
118	287, 900			
119	288, 200			
120	288, 500			
121	288, 700			
122	289, 000			
123	289, 200			
124	289, 400			
125	289, 700			
126	289, 900			
127	290, 000			
128	290, 200			
129	290, 400			
130	290, 500			
131	290, 700			
132	291, 000			
133	291, 100			
134	291, 200			
135	291, 400			
136	291, 500			
137	291, 600			
138	291, 700			
139	291, 800			
140	291, 900			
141	292, 000			
142	292, 100			
143	292, 200			
144	292, 300			
145	292, 400			
146	292, 500			
147	292, 600			
148	292, 700			
149	292, 800			
150	292, 900			
151	293, 000			
152	293, 100			
153	293, 200			
154	293, 300			
155	293, 400			
156	293, 500			
157	293, 600			
再任用職員	219, 600	260, 400	280, 100	295, 500

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長又は副栄養管理室長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

二 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

ト 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

チ 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 主任の職務
3 級	専門職の職務
4 級	室長の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	25 号 俸 1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により
薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分
によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

二 事務職基本給表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総 合 職（院 卒）		1 級 43 号 俸
	総 合 職（大 卒）		1 級 33 号 俸
	一 般 職（大 卒）		1 級 25 号 俸
	一 般 職（高 卒）		1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事務職採用試験（大卒程度）		1 級 25 号 俸
	事務職採用試験（高卒程度）		1 級 5 号 俸
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄のお適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

ヘ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採用試験	総 合 職 (院卒)	15 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	33 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	13 号 俸

備考

- 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医療社会事業専門員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 専 門 員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー 2 級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 専門技術職基本給表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総 合 職（院 卒）		1 級 43 号 俸
	総 合 職（大 卒）		1 級 33 号 俸
	一 般 職（大 卒）		1 級 25 号 俸
	一 般 職（高 卒）		1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事務職採用試験（大卒程度）		1 級 25 号 俸
	事務職採用試験（高卒程度）		1 級 5 号 俸
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第 7 3 条に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第 7 3 条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄のお適用については、それぞれ 1 から 6 に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基礎学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大 学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大 学 4 卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短 大 3 卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業

		(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第11 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)							
昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
13	1	2	1	1	1	1	
14	1	3	1	1	1	1	
15	1	4	1	1	1	1	
16	1	5	1	1	1	1	
17	1	6	2	2	2	1	
18	1	7	3	3	3	1	
19	1	8	4	4	4	1	
20	1	9	5	5	5	1	
21	1	10	6	6	6	1	
22	1	11	7	7	7	1	
23	1	12	8	8	8	1	
24	1	13	9	9	9	1	
25	1	14	10	10	10	2	
26	1	15	11	11	11	3	
27	1	16	12	12	12	4	
28	1	17	13	13	13	5	
29	1	18	14	14	14	6	
30	1	19	15	15	15	7	
31	1	20	16	16	16	8	
32	1	21	17	17	17	9	
33	1	22	18	18	18	10	
34	1	23	19	19	19	11	
35	1	24	20	20	20	12	
36	1	25	21	21	21	12	
37	2	26	22	22	21	12	
38	3	27	23	23	22	12	
39	4	28	24	24	22	13	
40	5	29	25	25	23	13	
41	6	30	26	26	23	13	
42	7	31	27	27	24	13	
43	8	32	28	28	24	14	
44	9	33	29	29	25	14	
45	10	34	30	30	25	14	
46	11	35	31	31	25	14	
47	12	36	32	32	25	15	
48	13	37	33	33	25	15	
49	14	38	33	33	25	15	
50	15	39	34	34	26	15	
51	16	40	34	34	26	16	
52	17	41	35	35	26	16	
53	18	42	35	35	27	16	
54	19	43	36	36	27	16	
55	20	44	36	36	27	17	
56	21	45	37	37	28	17	
57	22	46	38	37	28	17	
58	23	47	39	37	29	17	
59	24	48	40	38	29	17	
60	25	49	41	38	29	17	
61	26	50	41	38	29	17	
62	27	51	41	39	30		
63	28	52	42	39	30		
64	29	53	42	39	30		
65	30	54	42	40	30		
66	31	55	43	40	30		
67	32	56	43	40	30		
68	33	57	43	41	31		
69	34	58	44	41	31		
70	35	59	44	42	31		
71	36	60	44	42	31		
72	37	61	45	43	31		
73	38	61	45	43	31		
74	39	62	45	44	31		
75	40	62	45	44	31		
76	41	63	46	45	32		
77	42	63	46	45	32		
78	43	64	46	46	32		
79	44	64	46	46	32		
80	45	65	47	47			
81	46	65	47	47			
82	47	66	47	48			
83	48	66	47	48			
84	49	67	48	48			
85	50	67	48	48			
86	51	68	48	49			
87	52	68	48	49			
88	53	69	49	49			
89	54	70	49	50			
90	55	71	49	50			
91	56	72	50	50			
92	57	73	50	51			
93	58	73	50	51			
94	59	74	51	51			
95	60	74	51	52			
96	61	75	51	52			
97	62	75	52	52			
98	63	76	52	53			
99	64	76	52	53			
100	65	77	53				
101	66	77	53				
102	67	78	54				
103	68	78	54				
104	69	79	55				
105	70	79	55				
106	71	80	56				
107	72	80	56				
108	73	81	57				
109	74	81	57				
110	75	82	57				
111	76	82	57				
112	77	83	58				
113	78	83	58				
114	79	84	58				
115	80	84	58				
116	81	85	59				
117	82	85	59				
118	83	85	59				
119	84	86	60				
120	85	86	60				
121	86	87					
122	87	87					
123	88	87					
124	89	87					
125	90	87					

126	65
127	65
128	65
129	65
130	65
131	65
132	65
133	65
134	66
135	66
136	66
137	66
138	66
139	66
140	66
141	66
142	66
143	67
144	67
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68
154	68
155	68
156	68
157	68
158	68
159	68
160	68
161	69
162	69
163	69
164	69
165	69
166	69
167	69
168	69
169	69
170	69

ロ 医療職基本給表(三)							
昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
13	1	1	2	1	1	1	
14	1	1	3	1	1	1	
15	1	1	4	1	1	1	
16	1	1	5	1	1	1	
17	2	1	6	2	1	2	
18	3	1	7	3	1	3	
19	4	1	8	4	1	4	
20	5	1	9	5	1	5	
21	6	1	10	6	2	6	
22	7	1	11	7	3	7	
23	8	1	12	8	4	8	
24	9	1	13	9	5	9	
25	10	2	14	10	6	10	
26	11	3	15	11	7	11	
27	12	4	16	12	8	12	
28	13	5	17	13	9	13	
29	14	6	18	14	10	14	
30	15	7	19	15	11	15	
31	16	8	20	16	12	16	
32	17	9	21	17	13	17	
33	18	10	22	18	14	18	
34	19	11	23	19	15	19	
35	20	12	24	20	16	20	
36	21	13	25	21	17	21	
37	22	14	26	22	18	22	
38	23	15	27	23	19	23	
39	24	16	28	24	20	24	
40	25	17	29	25	21	25	
41	26	18	30	26	22	26	
42	27	19	31	27	23	27	
43	28	20	32	28	24	28	
44	29	21	33	29	25	29	
45	30	22	34	30	26	30	
46	31	23	35	31	27	31	
47	32	24	36	32	28	32	
48	33	25	37	33	29	33	
49	34	26	38	34	29	34	
50	35	27	39	35	30	35	
51	36	28	40	36	30	36	
52	37	29	41	37	31	36	
53	38	30	42	38	31	37	
54	39	31	43	39	32	37	
55	40	32	44	40	32	38	
56	41	33	45	41	33	39	
57	42	34	46	42	33	39	
58	43	35	47	43	34	39	
59	44	36	48	44	34	39	
60	45	37	49	45	35	39	
61	46	38	50	46	35	40	
62	47	39	51	47	36	40	
63	48	40	52	48	36	40	
64	49	41	53	49	37	40	
65	50	42	54	50	37	41	
66	51	43	55	51	38	42	
67	52	44	56	52	38	43	
68	53	45	57	53	39	43	
69	54	46	58	54	39	44	
70	55	47	59	55	40	44	
71	56	48	60	56	40	45	
72	57	49	61	57	41	45	
73	58	50	62	58	41	45	
74	59	51	63	59	41	45	
75	60	52	64	60	41	45	
76	61	53	65	61	41	46	
77	62	54	66	62	41	46	
78	63	55	67	63	42	46	
79	64	56	68	64	42	46	
80	65	57	69	65	42	46	
81	66	58	70	66	42	47	
82	67	59	71	67	42		
83	68	60	72	68	42		
84	69	61	73	69	43		
85	70	62	74	70	43		
86	71	63	75	71	43		
87	72	64	76	72	43		
88	73	65	77	73	43		
89	74	66	78	74	43		
90	75	67	79	75	43		
91	76	68	80	76	44		
92	77	69	81	77	44		
93	78	70	82	78	44		
94	79	71	83	79	44		
95	80	72	84	80	44		
96	81	73	85	81	44		
97	82	74	86	82	44		
98	83	75	87	83	44		
99	84	76	88	84	44		
100	85	77	89	85	44		
101	86	78	90	86	45		
102	87	79	91	87	45		
103	88	80	92	88	45		
104	89	81	93	89	45		
105	90	82	94	90	45		
106	91	83	95	91	45		
107	92	84	96	92	46		
108	93	85	97	93	46		
109	94	86	98	94	46		
110	95	87	99	95	46		
111	96	88	100	96	46		
112	97	89	101	97	46		
113	98	90	102	98	46		
114	99	91	103	99	46		
115	100	92	104	100	46		
116	101	93	105	101	46		
117	102	94	106	102	46		
118	103	95	107	103	46		
119	104	96	108	104	46		
120	105	97	109	105	46		
121	106	98	110	106	46		
122	107	99	111	107	46		
123	108	100	112	108	46		
124	109	101	113	109	46		
125	110	102	114	110	46		
126	111	103	115	111	46		
127	112	104	116	112	46		
128	113	105	117	113	46		
129	114	106	118	114	46		
130	115	107	119	115	46		

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	2	1	1	1	1	1
10	1	1	3	2	1	1	1	1
11	1	1	4	3	1	1	1	1
12	1	1	5	4	1	1	1	1
13	1	1	6	5	1	1	1	1
14	1	1	7	6	2	2	1	1
15	1	1	8	7	3	3	1	1
16	1	1	9	8	4	4	1	1
17	1	1	10	9	5	5	1	1
18	1	2	11	10	6	6	2	1
19	1	3	12	11	7	7	3	1
20	1	4	13	12	8	8	4	1
21	1	5	14	13	9	9	5	1
22	1	6	15	14	10	10	6	2
23	1	7	16	15	11	11	7	3
24	1	8	17	16	12	12	8	4
25	1	9	18	17	13	13	9	5
26	1	10	19	18	14	14	10	6
27	1	11	20	19	15	15	11	7
28	1	12	21	20	16	16	12	8
29	1	13	22	21	17	17	13	9
30	1	14	23	22	18	18	13	10
31	1	15	24	23	19	19	13	11
32	1	16	25	24	20	20	13	12
33	1	17	26	25	21	21	13	13
34	1	18	27	26	22	22	14	13
35	1	19	28	27	23	23	14	13
36	1	20	29	28	24	24	14	14
37	1	21	30	29	25	25	14	14
38	1	22	31	30	26	26	14	14
39	1	23	32	31	27	27	15	15
40	1	24	33	32	28	28	15	15
41	1	25	34	33	29	29	15	15
42	1	26	35	34	30	30	15	15
43	1	27	36	35	31	31	15	15
44	1	28	37	36	32	32	16	16
45	1	29	38	37	33	33	16	16
46	1	30	39	38	34	34	16	16
47	1	31	40	39	35	35	16	16
48	1	32	41	40	36	36	16	16
49	2	33	42	41	37	37	17	17
50	3	34	43	42	38	38	17	17
51	4	35	44	43	39	39	17	17
52	5	36	45	44	40	40	17	17
53	6	37	46	45	41	41	17	17
54	7	38	47	46	42	42	18	18
55	8	39	48	47	43	43	18	18
56	9	40	49	48	44	44	18	18
57	10	41	50	49	45	45	18	18
58	11	42	51	50	46	46	18	18
59	12	43	52	51	47	47	19	19
60	13	44	53	52	48	48	19	19
61	14	45	54	53	49	49	19	19
62	15	46	55	54	50	50	19	19
63	16	47	56	55	51	51	19	19
64	17	48	57	56	52	52	19	19
65	18	49	58	57	53	53	19	19
66	19	50	59	58	54	54	19	19
67	20	51	60	59	55	55	19	19
68	21	52	61	60	56	56	19	19
69	22	53	62	61	57	57	19	19
70	23	54	63	62	58	58	19	19
71	24	55	64	63	59	59	19	19
72	25	56	65	64	60	60	19	19
73	26	57	66	65	61	61	19	19
74	27	58	67	66	62	62	19	19
75	28	59	68	67	63	63	19	19
76	29	60	69	68	64	64	19	19
77	30	61	70	69	65	65	19	19
78	31	62	71	70	66	66	19	19
79	32	63	72	71	67	67	19	19
80	33	64	73	72	68	68	19	19
81	34	65	74	73	69	69	19	19
82	35	66	75	74	70	70	19	19
83	36	67	76	75	71	71	19	19
84	37	68	77	76	72	72	19	19
85	38	69	78	77	73	73	19	19
86	39	70	79	78	74	74	19	19
87	40	71	80	79	75	75	19	19
88	41	72	81	80	76	76	19	19
89	42	73	82	81	77	77	19	19
90	43	74	83	82	78	78	19	19
91	44	75	84	83	79	79	19	19
92	45	76	85	84	80	80	19	19
93	46	77	86	85	81	81	19	19
94	47	78	87	86	82	82	19	19
95	48	79	88	87	83	83	19	19
96	49	80	89	88	84	84	19	19
97	50	90	90	89	85	85	19	19
98	51	91	91	90	86	86	19	19
99	52	92	92	91	87	87	19	19
100	53	93	93	92	88	88	19	19
101	54	94	94	93	89	89	19	19
102	55	95	95	94	90	90	19	19
103	56	96	96	95	91	91	19	19
104	57	97	97	96	92	92	19	19
105	58	98	98	97	93	93	19	19
106	59	99	99	98	94	94	19	19
107	60	100	100	99	95	95	19	19
108	61	101	101	100	96	96	19	19
109	62	102	102	101	97	97	19	19
110	63	103	103	102	98	98	19	19

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	63
115	51	64
116	51	64
117	52	65
118	52	65
119	52	66
120	52	66
121	53	67
122	53	67
123	53	68
124	53	68
125	53	69
126	54	69
127	54	70
128	54	70
129	54	71
130	54	71
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	
158	60	
159	60	
160	60	
161	60	
162	60	
163	60	
164	60	
165	60	
166	60	
167	60	
168	60	
169	61	
170	61	
171	61	
172	61	

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
17	1	1	2
18	1	1	3
19	1	1	4
20	1	1	5
21	1	1	6
22	1	1	7
23	1	1	8
24	1	1	9
25	1	1	10
26	1	1	11
27	1	1	12
28	1	1	13
29	1	2	13
30	1	3	14
31	1	4	14
32	1	5	15
33	1	6	15
34	1	7	16
35	1	8	16
36	1	9	17
37	1	10	17
38	1	11	18
39	1	12	18
40	1	13	19
41	1	14	19
42	1	15	20
43	1	16	20
44	1	17	21
45	1	18	22
46	1	19	23
47	1	20	24
48	2	21	25
49	3	22	26
50	4	23	27
51	5	24	28
52	6	25	29
53	7	26	30
54	8	27	31
55	9	28	32
56	10	29	33
57	11	30	34
58	12	31	35
59	13	32	36
60	14	33	37
61	15	34	38
62	16	35	39
63	17	36	40
64	18	37	41
65	19	38	42
66	20	39	43
67	21	40	44
68	22	41	45
69	23	42	46
70	24	43	47
71	25	44	48
72	26	45	49
73	27	46	50
74	28	47	51
75	29	48	52
76	30	49	53
77	31	50	54
78	32	51	55
79	33	52	56
80	34	53	57
81	35	54	58
82	36	55	59
83	37	56	60
84	38	57	61
85	39	58	62
86	40	59	63
87	41	60	64
88	42	61	65
89	43	62	66
90	44	63	67
91	45	64	68
92	46	65	69
93	47	66	70
94	48	67	71
95	49	68	72
96	50	69	73
97	51	70	74
98	52	71	75
99	53	72	76
100	54	73	77
101	55	74	78
102	56	75	79
103	57	76	80
104	58	77	81
105	59	78	82
106	60	79	83
107	61	80	84
108	62	81	85
109	63	82	86
110	64	83	87
111	65	84	88
112	66	85	89
113	67	86	90
114	68	87	91
115	69	88	92
116	70	89	93
117	71	90	94
118	72	91	95

119	58	79
120	58	79
121	59	80
122	59	81
123	60	82
124	60	83
125	61	83

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	2	1	1
14	1	3	1	1
15	1	4	1	1
16	1	5	1	1
17	1	6	1	1
18	1	7	1	1
19	1	8	1	1
20	1	9	1	1
21	2	10	1	1
22	3	11	1	1
23	4	12	1	1
24	5	13	1	1
25	6	14	1	1
26	7	15	1	1
27	8	16	1	1
28	9	17	1	1
29	10	18	2	1
30	11	19	3	1
31	12	20	4	1
32	13	21	5	1
33	14	22	6	1
34	15	23	7	1
35	16	24	8	1
36	17	25	9	1
37	18	26	10	1
38	19	27	11	1
39	20	28	12	1
40	21	29	13	1
41	22	30	14	1
42	23	31	15	1
43	24	32	16	1
44	25	33	17	1
45	26	34	18	1
46	27	35	19	1
47	28	36	20	1
48	29	37	21	1
49	30	38	21	1
50	31	39	21	1
51	32	40	22	1
52	33	41	22	1
53	33	42	23	1
54	34	42	23	1
55	34	43	23	1
56	34	43	24	2
57	35	44	24	3
58	35	44	24	4
59	35	45	25	5
60	36	46	25	6
61	36	47	26	7
62	36	48	26	8
63	37	49	27	9
64	37	50	27	9
65	38	51	28	10
66	38	52	28	10
67	39	53	29	11
68	39	54	29	11
69	40	55	30	12
70	40	56	30	12
71	41	57	31	13
72	41	57	31	13
73	42	58	32	14
74	42	58	32	14
75	43	59	33	15
76	43	59	33	
77	44	60	33	
78	44	60	34	
79	45	61	34	
80	45	61	34	
81	46	62	35	
82	46	62	35	
83	47	63	35	
84	47	63	36	
85	48	64	36	
86	48	64	36	
87	49	65	37	
88	49	65		
89	49	66		
90	50	67		
91	50	67		
92	50	68		
93	50	68		
94	51	69		
95	51	69		
96	51	70		
97	51	70		
98	52	71		
99	52	71		
100	52	72		
101	52	72		
102	53	73		
103	53			
104	53			
105	53			
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

ヘ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

ト 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
2	1	1
3	2	2
4	3	3
5	4	4
6	5	5
7	6	6
8	7	7
9	8	8
10	9	9
11	10	10
12	11	11
13	12	12
14	13	13
15	14	14
16	15	15
17	16	16
18	17	17
19	18	18
20	19	19
21	20	20
22	21	21
23	22	22
24	23	23
25	24	24
26	25	25
27	26	26
28	27	27
29	28	28
30	29	29
31	30	30
32	31	31
33	32	32
34	33	33
35	34	34
36	35	35
37	36	36
38	37	37
39	38	38
40	39	39
41	40	40
42	41	41
43	42	42
44	43	43
45	44	44
46	45	45
47	46	46
48	47	47
49	48	48
50	49	49
51	50	50
52	51	51
53	52	52
54	53	53
55	54	54
56	55	55
57	56	56
58	57	57
59	58	58
60	59	59
61	60	60
62	61	61
63	62	62
64	63	63
65	64	64
66	65	65
67	66	66
68	67	67
69	68	68
70	69	69
71	70	70
72	71	71
73	72	72
74	73	73
75	74	74
76	75	75
77	76	76
78	77	77
79	78	78
80	79	79
81	80	80
82	81	81
83	82	82
84	83	83
85	84	84
86	85	85
87	86	86
88	87	87
89	88	88
90	89	89
91	90	90
92	91	91
93	92	92
94	93	93
95	94	94
96	95	95
97	96	96
98	97	97
99	98	98
100	99	99
101	100	100
102	101	101

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

チ 専門技術職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	1	14	22
31	1	15	23
32	1	16	24
33	1	17	25
34	1	18	26
35	1	19	27
36	1	20	28
37	1	21	29
38	1	22	30
39	1	23	31
40	1	24	32
41	1	25	33
42	1	26	34
43	1	27	35
44	1	28	36
45	1	29	37
46	1	30	38
47	1	31	39
48	1	32	40
49	1	33	41
50	2	34	42
51	3	35	43
52	4	36	44
53	5	37	45
54	6	38	46
55	7	39	47
56	8	40	48
57	9	41	49
58	10	42	50
59	11	43	51
60	12	44	52
61	13	45	53
62	14	45	54
63	15	45	55
64	16	46	56
65	17	46	57
66	18	46	58
67	19	47	59
68	20	47	60
69	21	47	61
70	22	48	62
71	23	48	63
72	24	48	64
73	25	49	65
74	26	49	66
75	27	49	67
76	28	50	68
77	29	50	69
78	30	50	69
79	31	51	70
80	32	51	71
81	33	51	72
82	34	52	72
83	35	52	73
84	36	52	74
85	37	53	75
86	38	53	76
87	39	53	77
88	40	53	78
89	41	54	79
90	41	54	80
91	42	54	81
92	42	54	82
93	43	55	83
94	43	55	
95	44	55	
96	44	55	
97	45	56	
98	45	56	
99	46	56	
100	46	56	
101	47	57	
102	47	57	
103	48	58	
104	48	58	
105	49	59	
106	49	59	
107	49	60	
108	49	60	
109	50	61	
110	50	61	

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第 12 基本給表別職員層区分表（第 15 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	1 級、2 級	—	—
専門技術職基本給表	1 級	2 級～4 級	—

別表第 13 副院長・部長・医長基本年俸表（第 19 条第 1 項第 1 号関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額	月 例 年俸額	業績年俸額	
				1 欄	2 欄
	円	円	円	円	円
1	4,285,200	1,726,000	5,210,400	2,464,000	2,646,000
2	4,336,800	1,748,000	5,251,200	2,482,000	2,666,000
3	4,387,200	1,766,000	5,289,600	2,500,000	2,686,000
4	4,437,600	1,788,000	5,328,000	2,518,000	2,706,000
5	4,489,200	1,808,000	5,368,800	2,538,000	2,726,000
6	4,540,800	1,830,000	5,404,800	2,556,000	2,744,000
7	4,591,200	1,850,000	5,440,800	2,572,000	2,762,000
8	4,646,400	1,872,000	5,478,000	2,590,000	2,782,000
9	4,696,800	1,892,000	5,514,000	2,606,000	2,800,000
10	4,748,400	1,912,000	5,551,200	2,624,000	2,818,000
11	4,797,600	1,932,000	5,587,200	2,642,000	2,836,000
12	4,850,400	1,954,000	5,623,200	2,658,000	2,856,000
13	4,899,600	1,974,000	5,658,000	2,674,000	2,872,000
14	4,938,000	1,988,000	5,692,800	2,692,000	2,890,000
15	4,977,600	2,004,000	5,728,800	2,708,000	2,908,000
16	5,014,800	2,020,000	5,762,400	2,724,000	2,926,000
17	5,055,600	2,036,000	5,796,000	2,740,000	2,944,000
18	5,095,200	2,052,000	5,832,000	2,756,000	2,960,000
19	5,133,600	2,068,000	5,865,600	2,772,000	2,978,000
20	5,170,800	2,082,000	5,900,400	2,790,000	2,996,000
21	5,209,200	2,098,000	5,934,000	2,806,000	3,012,000
22	5,246,400	2,112,000	5,967,600	2,820,000	3,030,000
23	5,283,600	2,128,000	6,000,000	2,836,000	3,046,000
24	5,320,800	2,144,000	6,032,400	2,852,000	3,062,000
25	5,352,000	2,156,000	6,064,800	2,866,000	3,078,000
26	5,388,000	2,170,000	6,096,000	2,882,000	3,094,000
27	5,422,800	2,184,000	6,126,000	2,896,000	3,110,000
28	5,460,000	2,198,000	6,157,200	2,910,000	3,126,000
29	5,494,800	2,212,000	6,188,400	2,924,000	3,142,000
30	5,529,600	2,228,000	6,219,600	2,940,000	3,158,000
31	5,562,000	2,240,000	6,249,600	2,954,000	3,174,000
32	5,599,200	2,254,000	6,280,800	2,970,000	3,188,000
33	5,629,200	2,268,000	6,307,200	2,982,000	3,202,000
34	5,661,600	2,280,000	6,336,000	2,994,000	3,216,000
35	5,691,600	2,292,000	6,364,800	3,008,000	3,230,000
36	5,725,200	2,306,000	6,393,600	3,022,000	3,246,000
37	5,746,800	2,314,000	6,422,400	3,036,000	3,262,000
38	5,779,200	2,328,000	6,453,600	3,050,000	3,276,000
39	5,810,400	2,340,000	6,482,400	3,064,000	3,290,000
40	5,842,800	2,354,000	6,512,400	3,078,000	3,306,000
41	5,871,600	2,364,000	6,540,000	3,092,000	3,320,000
42	5,904,000	2,378,000	6,568,800	3,104,000	3,336,000
43	5,932,800	2,390,000	6,595,200	3,118,000	3,348,000
44	5,965,200	2,402,000	6,622,800	3,130,000	3,362,000
45	5,994,000	2,414,000	6,648,000	3,142,000	3,376,000
46	6,024,000	2,426,000	6,674,400	3,154,000	3,388,000
47	6,052,800	2,438,000	6,699,600	3,166,000	3,400,000
48	6,082,800	2,450,000	6,726,000	3,180,000	3,414,000
49	6,109,200	2,460,000	6,751,200	3,192,000	3,428,000
50	6,139,200	2,472,000	6,777,600	3,204,000	3,442,000
51	6,168,000	2,484,000	6,804,000	3,216,000	3,454,000
52	6,199,200	2,496,000	6,830,400	3,228,000	3,468,000

53	6,226,800	2,508,000	6,852,000	3,240,000	3,478,000
54	6,253,200	2,518,000	6,878,400	3,252,000	3,492,000
55	6,277,200	2,528,000	6,902,400	3,264,000	3,504,000
56	6,302,400	2,538,000	6,928,800	3,274,000	3,518,000
57	6,327,600	2,548,000	6,950,400	3,286,000	3,528,000
58	6,352,800	2,558,000	6,975,600	3,298,000	3,542,000
59	6,378,000	2,568,000	6,999,600	3,308,000	3,554,000
60	6,403,200	2,578,000	7,024,800	3,320,000	3,566,000
61	6,429,600	2,588,000	7,050,000	3,332,000	3,578,000
62	6,453,600	2,598,000	7,074,000	3,344,000	3,592,000
63	6,478,800	2,608,000	7,094,400	3,354,000	3,602,000
64	6,504,000	2,618,000	7,117,200	3,364,000	3,614,000
65	6,529,200	2,630,000	7,140,000	3,376,000	3,624,000
66	6,550,800	2,638,000	7,160,400	3,384,000	3,634,000
67	6,570,000	2,646,000	7,179,600	3,394,000	3,646,000
68	6,590,400	2,654,000	7,200,000	3,402,000	3,656,000
69	6,606,000	2,660,000	7,218,000	3,412,000	3,664,000
70	6,626,400	2,668,000	7,233,600	3,418,000	3,672,000
71	6,645,600	2,676,000	7,249,200	3,426,000	3,680,000
72	6,666,000	2,684,000	7,264,800	3,434,000	3,688,000
73	6,682,800	2,690,000	7,280,400	3,442,000	3,696,000
74	6,697,200	2,696,000	7,294,800	3,448,000	3,702,000
75	6,709,200	2,702,000	7,308,000	3,454,000	3,710,000
76	6,721,200	2,706,000	7,322,400	3,462,000	3,716,000
77	6,735,600	2,712,000	7,334,400	3,466,000	3,724,000
78	6,747,600	2,716,000	7,344,000	3,472,000	3,728,000
79	6,762,000	2,722,000	7,353,600	3,476,000	3,732,000
80	6,774,000	2,728,000	7,362,000	3,480,000	3,738,000
81	6,789,600	2,734,000	7,371,600	3,484,000	3,742,000
82	6,802,800	2,740,000	7,380,000	3,488,000	3,748,000
83	6,814,800	2,744,000	7,387,200	3,492,000	3,750,000
84	6,829,200	2,750,000	7,396,800	3,496,000	3,756,000
85	6,842,400	2,756,000	7,405,200	3,500,000	3,760,000
86	6,853,200	2,760,000	7,412,400	3,504,000	3,764,000
87	6,866,400	2,766,000	7,416,000	3,505,000	3,765,000
88	6,878,400	2,770,000	7,423,200	3,508,000	3,768,000
89	6,890,400	2,774,000	7,430,400	3,512,000	3,772,000
90	6,902,400	2,780,000	7,437,600	3,516,000	3,776,000
91	6,916,800	2,784,000	7,443,600	3,518,000	3,778,000
92	6,926,400	2,788,000	7,450,800	3,522,000	3,782,000
93	6,938,400	2,794,000	7,458,000	3,524,000	3,786,000
94	6,946,800	2,798,000	7,465,200	3,528,000	3,790,000
95	6,955,200	2,800,000	7,472,400	3,532,000	3,794,000
96	6,963,600	2,804,000	7,478,400	3,534,000	3,796,000
97	6,972,000	2,808,000	7,485,600	3,538,000	3,800,000
98	6,979,200	2,810,000	7,489,200	3,540,000	3,802,000
99	6,986,400	2,814,000	7,492,800	3,542,000	3,804,000
100	6,993,600	2,816,000	7,496,400	3,544,000	3,806,000
101	7,000,800	2,818,000	7,500,000	3,546,000	3,808,000
102	7,006,800	2,822,000	7,503,600	3,548,000	3,810,000
103	7,012,800	2,824,000	7,507,200	3,549,000	3,812,000
104	7,018,800	2,826,000	7,510,800	3,550,000	3,813,000
105	7,024,800	2,828,000	7,514,400	3,552,000	3,814,000
106	7,032,000	2,832,000	7,519,200	3,554,000	3,816,000
107	7,038,000	2,834,000	7,522,800	3,556,000	3,818,000
108	7,045,200	2,838,000	7,526,400	3,558,000	3,820,000
109	7,051,200	2,840,000	7,530,000	3,560,000	3,822,000
110	7,057,200	2,842,000	7,533,600	3,561,000	3,824,000
111	7,063,200	2,844,000	7,537,200	3,562,000	3,826,000
112	7,069,200	2,846,000	7,540,800	3,564,000	3,828,000
113	7,075,200	2,850,000	7,544,400	3,566,000	3,830,000
114	7,078,800	2,851,000	7,548,000	3,568,000	3,832,000
115	7,081,200	2,852,000	7,551,600	3,570,000	3,834,000
116	7,084,800	2,854,000	7,555,200	3,572,000	3,835,000
117	7,087,200	2,855,000	7,558,800	3,573,000	3,836,000

118	7, 090, 800	2, 856, 000	7, 562, 400	3, 574, 000	3, 838, 000
119	7, 093, 200	2, 857, 000	7, 566, 000	3, 576, 000	3, 842, 000
120	7, 096, 800	2, 858, 000	7, 569, 600	3, 578, 000	3, 844, 000
121	7, 099, 200	2, 859, 000	7, 573, 200	3, 580, 000	3, 846, 000
122	7, 102, 800	2, 860, 000	7, 576, 800	3, 582, 000	3, 847, 000
123	7, 105, 200	2, 862, 000	7, 580, 400	3, 584, 000	3, 848, 000
124	7, 108, 800	2, 863, 000	7, 584, 000	3, 585, 000	3, 850, 000
125	7, 111, 200	2, 864, 000	7, 587, 600	3, 586, 000	3, 852, 000
126	7, 114, 800	2, 866, 000	7, 591, 200	3, 588, 000	3, 854, 000
127	7, 117, 200	2, 867, 000	7, 594, 800	3, 590, 000	3, 856, 000
128	7, 120, 800	2, 868, 000			
129	7, 123, 200	2, 869, 000			
130	7, 126, 800	2, 870, 000			
131	7, 129, 200	2, 872, 000			
132	7, 132, 800	2, 873, 000			
133	7, 135, 200	2, 874, 000			
134	7, 138, 800	2, 875, 000			
135	7, 141, 200	2, 876, 000			
136	7, 144, 800	2, 878, 000			
137	7, 147, 200	2, 879, 000			
138	7, 150, 800	2, 880, 000			
139	7, 154, 400	2, 881, 000			
140	7, 158, 000	2, 882, 000			
141	7, 160, 400	2, 884, 000			
142	7, 164, 000	2, 885, 000			
143	7, 166, 400	2, 886, 000			
144	7, 170, 000	2, 887, 000			
145	7, 172, 400	2, 888, 000			
146	7, 176, 000	2, 890, 000			
147	7, 178, 400	2, 891, 000			
148	7, 182, 000	2, 892, 000			
149	7, 184, 400	2, 893, 000			

別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表(第19条第1項第2号関係)

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,397,200	1,308,000	4,712,280	2,227,060	6,342,480	3,218,880
2	3,426,000	1,320,000	4,747,440	2,243,220	6,380,040	3,238,060
3	3,454,800	1,332,000	4,779,000	2,258,360	6,417,600	3,257,260
4	3,483,600	1,342,000	4,812,960	2,274,520	6,455,160	3,276,440
5	3,511,200	1,354,000	4,838,400	2,286,640	6,492,720	3,295,640
6	3,538,800	1,364,000	4,871,040	2,301,800	6,521,880	3,310,780
7	3,562,800	1,372,000	4,903,800	2,317,960	6,550,920	3,324,920
8	3,586,800	1,382,000	4,936,560	2,333,100	6,579,960	3,340,080
9	3,612,000	1,392,000	4,966,800	2,347,240	6,609,120	3,354,220
10	3,644,400	1,404,000	4,998,360	2,362,400	6,629,640	3,365,320
11	3,675,600	1,416,000	5,031,120	2,377,540	6,652,680	3,376,440
12	3,709,200	1,430,000	5,064,960	2,393,700	6,675,720	3,388,560
13	3,734,400	1,440,000	5,096,520	2,408,860	6,696,360	3,398,660
14	3,766,800	1,452,000	5,129,280	2,424,000	6,712,080	3,406,740
15	3,796,800	1,462,000	5,163,120	2,440,160	6,726,600	3,413,800
16	3,830,400	1,476,000	5,195,880	2,455,320	6,738,720	3,420,880
17	4,018,800	1,548,000	5,226,240	2,469,460	6,752,160	3,426,940
18	4,045,200	1,558,000	5,257,680	2,484,600	6,760,560	3,431,980
19	4,071,600	1,568,000	5,288,040	2,498,740	6,767,880	3,435,020
20	4,095,600	1,578,000	5,319,480	2,513,900	6,775,080	3,439,060
21	4,117,200	1,586,000	5,349,840	2,528,040	6,783,600	3,443,100
22	4,143,600	1,596,000	5,381,280	2,543,180	6,787,920	3,445,120
23	4,168,800	1,606,000	5,412,840	2,558,340	6,792,120	3,447,140
24	4,192,800	1,616,000	5,443,200	2,572,480	6,796,320	3,449,160
25	4,213,200	1,624,000	5,469,840	2,584,600	6,800,640	3,452,180
26	4,237,200	1,634,000	5,497,680	2,597,720	6,804,840	3,454,200
27	4,263,600	1,642,000	5,528,040	2,612,880	6,809,040	3,456,220
28	4,286,400	1,652,000	5,558,280	2,627,020	6,813,360	3,458,240
29	4,310,400	1,660,000	5,588,640	2,641,160	6,817,560	3,460,260
30	4,333,200	1,670,000	5,618,880	2,655,300		
31	4,354,800	1,678,000	5,649,240	2,669,440		
32	4,378,800	1,686,000	5,679,480	2,683,580		
33	4,399,200	1,694,000	5,707,320	2,697,720		
34	4,422,000	1,704,000	5,736,480	2,710,840		
35	4,442,400	1,712,000	5,765,520	2,724,980		
36	4,466,400	1,722,000	5,795,880	2,739,120		
37	4,484,400	1,728,000	5,824,920	2,753,260		
38	4,509,600	1,738,000	5,855,280	2,767,400		
39	4,530,000	1,746,000	5,884,320	2,780,540		
40	4,552,800	1,754,000	5,914,560	2,794,680		
41	4,569,600	1,760,000	5,942,520	2,808,820		
42	4,590,000	1,768,000	5,969,160	2,820,940		
43	4,614,000	1,778,000	5,995,800	2,833,060		
44	4,636,800	1,786,000	6,022,440	2,846,180		
45	4,657,200	1,794,000	6,043,080	2,856,280		
46	4,680,000	1,802,000	6,061,320	2,864,360		
47	4,702,800	1,812,000	6,080,640	2,873,460		
48	4,725,600	1,822,000	6,098,880	2,882,540		
49	4,746,000	1,828,000	6,119,400	2,891,640		
50	4,767,600	1,838,000	6,136,440	2,899,720		
51	4,786,800	1,844,000	6,153,360	2,907,800		
52	4,808,400	1,852,000	6,171,600	2,916,880		

53	4,822,800	1,858,000	6,184,920	2,922,940		
54	4,840,800	1,866,000	6,199,440	2,930,020		
55	4,858,800	1,872,000	6,213,960	2,937,080		
56	4,875,600	1,878,000	6,228,480	2,943,140		
57	4,892,400	1,884,000	6,239,400	2,948,200		
58	4,908,000	1,890,000	6,251,520	2,954,260		
59	4,926,000	1,898,000	6,263,640	2,960,320		
60	4,945,200	1,904,000	6,275,760	2,965,360		
61	4,962,000	1,912,000	6,289,080	2,972,440		
62	4,977,600	1,916,000	6,300,000	2,977,480		
63	4,996,800	1,926,000	6,308,520	2,981,520		
64	5,016,000	1,932,000	6,317,040	2,985,560		
65	5,031,600	1,938,000	6,326,640	2,989,600		
66	5,048,400	1,946,000	6,336,360	2,994,660		
67	5,066,400	1,952,000	6,346,080	2,998,700		
68	5,083,200	1,958,000	6,355,800	3,003,740		
69	5,101,200	1,966,000	6,364,320	3,007,780		
70	5,118,000	1,972,000	6,373,920	3,011,820		
71	5,134,800	1,978,000	6,383,640	3,016,880		
72	5,151,600	1,984,000	6,393,360	3,020,920		
73	5,164,800	1,990,000	6,401,880	3,024,960		
74	5,180,400	1,996,000	6,406,080	3,026,980		
75	5,197,200	2,002,000	6,410,280	3,029,000		
76	5,214,000	2,008,000	6,414,600	3,031,020		
77	5,223,600	2,012,000	6,418,800	3,033,040		
78	5,234,400	2,016,000	6,423,000	3,035,060		
79	5,246,400	2,020,000	6,427,320	3,037,080		
80	5,257,200	2,026,000	6,431,520	3,039,100		
81	5,268,000	2,030,000	6,435,720	3,041,120		
82	5,277,600	2,034,000	6,440,040	3,043,140		
83	5,284,800	2,036,000	6,444,240	3,045,160		
84	5,294,400	2,040,000	6,448,560	3,047,180		
85	5,299,200	2,042,000	6,452,760	3,049,200		
86	5,306,400	2,044,000	6,456,960	3,051,220		
87	5,312,400	2,046,000	6,461,280	3,053,240		
88	5,318,400	2,050,000	6,465,480	3,055,260		
89	5,324,400	2,052,000	6,469,680	3,057,280		
90	5,328,000	2,053,000	6,474,000	3,059,300		
91	5,330,400	2,054,000				
92	5,334,000	2,056,000				
93	5,337,600	2,057,000				
94	5,340,000	2,058,000				
95	5,343,600	2,059,000				
96	5,346,000	2,060,000				
97	5,349,600	2,061,000				
98	5,352,000	2,062,000				
99	5,355,600	2,064,000				
100	5,358,000	2,065,000				
101	5,361,600	2,066,000				
102	5,364,000	2,067,000				
103	5,367,600	2,068,000				
104	5,370,000	2,069,000				
105	5,373,600	2,070,000				
106	5,376,000	2,072,000				
107	5,379,600	2,073,000				
108	5,382,000	2,074,000				
再任用職員	3,950,400	798,000	4,659,000	1,153,420		

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	4,533,600	1,310,000
2	5,115,600	1,478,000
3	5,721,600	1,728,000
4	6,460,800	1,952,000
5	7,369,200	2,612,000
6	8,557,200	3,258,000
7	9,224,400	3,512,000
8	9,914,400	3,776,000
9	10,848,000	4,130,000
10	11,696,400	4,454,000
11	12,544,800	4,776,000
12	13,417,200	5,108,000
13	14,241,600	5,422,000

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号関係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,557,200	3,130,000
2	9,224,400	3,374,000
3	9,914,400	3,626,000
4	10,848,000	3,968,000

別表第16－2 特別研究員基本年俸表(第19条第1項第4号關係)

号俸	基本年俸額
	月 例 年俸額
1	円 4,140,000
2	4,918,800

別表第 17 基本年俸表級別標準職務表（第 20 条第 1 項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職 務 の 級		標 準 的 な 職 務
1 級		医長又は室長の職務
2 級	1 欄	部長の職務
	2 欄	副院長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が 2 級の場合に限る。）		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職 務 の 級		標 準 的 な 職 務
1 級		室長又は主任研究員の職務
2 級		部長の職務
3 級		副所長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

2級昇格の場合		
昇格前 の号俸	昇格後 の号俸	
17	1	
18	2	
19	3	
20	4	
21	5	
22	6	
23	7	
24	8	
25	9	
26	10	
27	11	
28	12	
29	13	
30	14	
31	15	
32	16	
33	17	
34	18	
35	19	
36	20	
37	21	
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	53	
71	54	
72	54	
73	55	
74	55	
75	56	
76	56	
77	57	
78	58	
79	59	
80	60	
81	61	
82	61	
83	61	
84	61	
85	62	
86	62	
87	62	
88	62	
89	63	
90	63	
91	63	
92	63	
93	64	
94	64	
95	64	
96	64	
97	65	
98	65	
99	65	
100	66	
101	66	
102	66	
103	67	
104	67	
105	67	
106	68	
107	68	
108	68	
109	69	
110	69	
111	69	
112	69	
113	69	
114	70	
115	70	
116	70	
117	70	
118	70	
119	71	
120	71	
121	71	
122	71	
123	71	
124	72	
125	72	
126	72	
127	72	
128	72	
129	73	

130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ 医療職基本給表(一)から副院長・部長・医長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表(一)	基本年俸表
号俸	1級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59
94	60
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64

113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ 研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表(一)	基本年俸表
号俸	1級
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	46
120	46
121	47

備考

- 1 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 2 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第 19 地域手当支給区分表（第 59 条第 1 項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立がん研究センター（築地地区）	1 級 地	1 0 0 分の 2 0
国立がん研究センター（柏地区）	6 級 地	1 0 0 分の 6
国立循環器病研究センター	4 級 地	1 0 0 分の 1 2
国立精神・神経医療研究センター	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
国立国際医療研究センター（戸山地区）	1 級 地	1 0 0 分の 2 0
国立国際医療研究センター（国府台地区）	5 級 地	1 0 0 分の 1 0
国立国際医療研究センター（清瀬地区）	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
国立成育医療研究センター	1 級 地	1 0 0 分の 2 0
国立長寿医療研究センター	6 級 地	1 0 0 分の 6

備考 国立がん研究センター及び国立国際医療研究センターの事業場区分については、職員就業規則第 4 条に規定する区分とする。

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職 名	支給区分	職務の級	月 額	
				再任用職員以外	再任用職員
副院長・部長・医長 基本年俸表	副 院 長 セ ン タ ー 長	一 種	2 級 以 下	148,100	—
	部 長	二 種	2 級	118,500	—
	医 長 室 長	三 種	1 級	96,700	—
副所長・部長・室長 基本年俸表	副 所 長 セ ン タ ー 長	一 種	3 級 以 下	139,700	—
	部 長	二 種	2 級 以 下	103,400	98,300
	室 長	三 種	1 級	78,400	58,300
	主 任 研 究 員	四 種	1 級	60,900	43,300
医療職基本給表(二)	薬 剤 部 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以 下	72,700	57,600
	副 薬 剤 部 長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	二 種 (総長が別に定める場合に限る。)	7 級	96,800	87,300
			5 級	62,300	49,400
			4 級 以 下	58,900	43,100
医療職基本給表(三)	看 護 部 長	三 種	6 級 以 下	75,800	58,200
		二 種 (総長が別に定める場合に限る。)	7 級 以 下	88,300	75,800
	副 看 護 部 長	四 種	5 級 以 下	59,200	44,200
	看 護 師 長	五 種	4 級 以 下	44,800	34,700
事務職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600
	部 長 事 務 長	二 種	7 級	94,000	79,800
			6 級 以 下	88,500	69,800
		一 種 (総長が別に定める場合に限る。)	8 級 以 下	130,300	112,900
	課 長 室 長	四 種	5 級	62,300	48,200
			4 級 以 下	59,500	44,300
		三 種 (総長が別に定める場合に限る。)	5 級 以 下	72,700	56,200
	専 門 職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級 以 下	55,500	41,900
教育職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900
	学 部 長	二 種	4 級 以 下	106,900	81,800
	教 授	三 種	4 級 以 下	93,500	71,600
	准 教 授	四 種	3 級 以 下	59,200	48,200
専門技術職基本給表	室 長	四 種	4 級 以 下	59,500	44,300
	専 門 職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級 以 下	55,500	41,900

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に総長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、総長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第 2 1 特殊業務手当支給区分表（第 6 7 条第 1 項及び第 2 項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	3 5, 4 0 0 円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	1 7, 7 0 0 円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	1 6, 0 0 0 円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5, 2 0 0 円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	2 0, 8 0 0 円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	1 0, 4 0 0 円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	2 0, 8 0 0 円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	1 0, 4 0 0 円
23 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	1 0, 4 0 0 円
24 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	2 0, 8 0 0 円

25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
37	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
38	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
39	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
40	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
41	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
42	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
43	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
44	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
45	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
46	せき損病棟に勤務する看護助手	
47	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
48	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
49	精神病棟に勤務する看護助手	
50	集中治療病棟に勤務する看護助手	
51	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
52	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
53	結核病棟に勤務する保清員	9,400円

54	精神病棟に勤務する保清員	
55	重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
56	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
57	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
58	研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
59	重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
60	筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
61	重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
62	筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
63	神経・筋病棟等に勤務する保育士	
64	結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
65	患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
66	重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
67	筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
68	せき損病棟に勤務する療養介助員	
69	神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
70	結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
71	精神病棟に勤務する療養介助員	
備考		
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。		
2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。		
3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。		
4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。		
5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。		
6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。		
7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。		
8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。		
9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。		
10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある		

かくたん

喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。

- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう。（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。）

別表第 2 2 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 8 4 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分
国立がん研究センター（築地地区）	三 種
国立がん研究センター（柏地区）	一 種
国立循環器病研究センター	三 種
国立精神・神経医療研究センター	三 種
国立国際医療研究センター（戸山地区）	三 種
国立国際医療研究センター（国府台地区）	二 種
国立成育医療研究センター	三 種
国立長寿医療研究センター	一 種

備考 国立がん研究センター及び国立国際医療研究センターの事業場区分については、職員就業規則第 4 条に規定する区分とする。

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円
1	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
2	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
3	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
4	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
5	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
6	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
7	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
8	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
9	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
10	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
11	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
12	319,300	266,700	209,600	193,600	48,400
13	319,300	266,700	209,600	186,400	46,600
14	319,300	266,700	209,600	179,200	44,800
15	319,300	266,700	209,600	172,000	43,000
16	319,300	266,700	209,600	164,800	41,200
17	319,300	266,700	209,600	157,600	39,400
18	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	319,300	266,700	209,600	143,200	35,800
20	319,300	266,700	209,600	137,600	34,400
21	319,300	266,700	209,600	132,000	33,000
22	315,300	263,400	207,000	126,400	31,600
23	311,300	260,100	204,400	120,800	30,200
24	307,300	256,800	201,800	115,200	28,800
25	303,300	253,500	199,200	109,600	27,400
26	299,300	250,200	196,600	104,000	26,000
27	288,600	242,200	190,300	101,600	25,400
28	277,800	233,900	184,200	99,200	24,800
29	267,300	226,200	177,900	95,600	23,900
30	256,600	218,000	171,900	92,800	23,200
31	245,900	210,100	165,700	90,400	22,600
32	231,500	198,200	157,200	88,000	22,000
33	217,300	186,900	148,600	85,600	21,400
34	203,100	175,300	140,000	82,800	20,700
35	188,700	163,500	131,500	81,600	20,400
36	173,000	151,200	122,200	80,000	20,000
37	157,300	138,700	113,100	77,200	19,300
38	141,800	126,500	103,700	74,000	18,500
39	116,300	106,300	90,300	70,400	17,600
40	92,500	87,500	77,500	67,600	16,900
41	84,000	79,000	69,000		
42	75,500	70,500	60,500		
43	67,000	62,000			
44	58,500	53,500			
45	50,000				

別表第24 各年度における扶養手当の手当額(第32条第2項関係)

(単位:円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	事務職基本給表6級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	事務職基本給表6級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注)1 「事務職基本給表6級以下」、「事務職基本給表7級」及び「事務職基本給表8級以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

※1 事務職基本給表8級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 3級

※2 事務職基本給表7級には以下の者を含む

- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級
- ・医療職基本給表(二) 7級

(参考)

事務職基本給表7級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級以上
- ・医療職基本給表(二) 7級

人事院規則9-80第1条の2、第2条の2、附則第3条(平成28年11月24日人事院規則9-80-5)に定める級に対応するNC給与規程の号俸の切替表

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附則別表第 1 基本給表の職務の級の切替表（附則第 2 条第 1 項関係）

切 替 日 前 日 の 職 務 の 級			切 替 日 の 職 務 の 級	
医療職俸給表（一）	1	級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2	級		
医療職俸給表（二）	1	級	医療職基本給表（二）	1 級
	2	級		2 級
	3	級		3 級
	4	級		4 級
	5	級		5 級
	6	級		6 級
	7	級		7 級
	8	級		7 級
医療職俸給表（三）	1	級	医療職基本給表（三）	1 級
	2	級		2 級
	3	級		3 級
	4	級		4 級
	5	級		5 級
	6	級		6 級
	7	級		7 級
行政職俸給表（一）	1	級	事務職基本給表	1 級
	2	級		2 級
	3	級		3 級
	4	級		4 級
	5	級		5 級
	6	級		6 級
	7	級		6 級
	8	級		7 級
	9	級		8 級
	10	級		9 級
行政職俸給表（二）	1	級	技能職基本給表	1 級
	2	級		2 級
	3	級		3 級
	4	級		4 級
	5	級		4 級
教育職俸給表（一）	1	級	教育職基本給表	1 級
	2	級		2 級
	3	級		3 級
	4	級		4 級
	5	級		5 級
研究職俸給表	2	級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1	級	福祉職基本給表	1 級
	2	級		2 級
	3	級		2 級
	4	級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1 級等は、給与法第 6 条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第２ 基本給表の号俸の切替表（附則第２条第２項関係）
イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸		
1 級	2 級	号俸		
1		1	69	93
2		2	70	94
3		3	71	95
4		4	72	96
5		5	73	97
6		6	74	98
7		7	75	99
8		8	76	100
9		9	77	101
10		10	78	102
11		11	79	103
12		12	80	104
13		13	81	105
14		14	82	106
15		15	83	107
16		16	84	108
17		17	85	109
18		18	86	110
19		19	87	111
20		20	88	112
21		21	89	113
22		22	90	114
23		23	91	115
24		24	92	116
25	1	25	93	117
26	2	26	94	118
27	3	27	95	119
28	4	28	96	120
29	5	29	97	121
30	6	30		122
31	7	31		123
32	8	32		124
33	9	33		125
34	10	34		126
35	11	35		127
36	12	36		128
37	13	37		129
38	14	38		130
39	15	39		131
40	16	40		132
41	17	41		133
42	18	42		
43	19	43		
44	20	44		
45	21	45		
46	22	46		
47	23	47		
48	24	48		
49	25	49		
50	26	50		
51	27	51		
52	28	52		
53	29	53		
54				
55				
56	30	54		
57				
58				
59	31	55		
60				
61				
62	32	56		
63				
64				
65	33	57		
	34	58		
	35	59		
	36	60		
	37	61		
	38	62		
	39	63		
	40	64		
	41	65		
	42	66		
	43	67		
	44	68		
	45	69		
	46	70		
	47	71		
	48	72		
	49	73		
	50	74		
	51	75		
	52	76		
	53	77		
	54	78		
	55	79		
	56	80		
	57	81		
	58	82		
	59	83		
	60	84		
	61	85		
	62	86		
	63	87		
	64	88		
	65	89		
	66	90		
	67	91		
	68	92		

備考

- 「切替前の号俸」は、平成２２年３月３１日における給与法の号俸である。
- 「切替後の号俸」は、平成２２年４月１日における号俸である。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

口 医療職基本給表（二）

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	
51	30
52	
53	31
54	
55	32
56	
57	33
58	34
59	35
60	36
61	37
62	
63	38
64	
65	39
66	
67	40
68	
69	41
70	
71	42
72	
73	
74	
75	43
76	
77	
78	44
79	
80	
81	45
82	
83	46
84	
85	47
	48
	49
	50
	51
	52
	53
	54
	55
	56
	57
	58
	59
	60
	61
	62
	63
	64
	65
	66
	67
	68
	69
	70
	71
	72
	73
	74
	75
	76
	77
	78
	79
	80
	81
	82
	83
	84
	85

65	85
66	86
67	87
68	88
69	89
70	90
71	91
72	92
73	93
74	94
75	95
76	96
77	97
78	98
79	99
80	100
81	101
82	102
83	103
84	104
85	105
86	106
87	107
88	108
89	109
90	110
91	111
92	112
93	113
94	114
95	115
96	116
97	117
98	118
99	119
100	120
101	121
102	122
103	123
104	124
105	125
	126
	127
	128
	129
	130
	131
	132
	133
	134
	135
	136
	137
	138
	139
	140
	141
	142
	143
	144
	145
	146
	147
	148
	149
	150
	151
	152
	153

切替前の号俵	3 級	2 級	切替後の号俵
	1	1	
	2	2	
	3	3	
	4	4	
	5	5	
	6	6	
	7	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
	16	16	
	17	17	
	18	18	
	19	19	
	20	20	
	21	21	
	22	22	
	23	23	
	24	24	
	25	25	
	26	26	
	27	27	
	28	28	
	29	29	
	30	30	
	31	31	
	32	32	
	33	33	
	34	34	
	35	35	
	36	36	
	37	37	
	38	38	
	39	39	
	40	40	
	41	41	
	42	42	
	43	43	
	44	44	
	45	45	
	46	46	
	47	47	
	48	48	
	49	49	
	50	50	
	51	51	
	52	52	
	53	53	
	54	54	
	55	55	
	56	56	
	57	57	
	58	58	
	59	59	
	60	60	
	61	61	
	62	62	
	63	63	
	64	64	
	65	65	
	66	66	
	67	67	
	68	68	
	69	69	
	70	70	
	71	71	
	72	72	
	73	73	
	74	74	
	75	75	
	76	76	
	77	77	
	78	78	
	79	79	
	80	80	
	81	81	
	82	82	
	83	83	
	84	84	
	85	85	
	86	86	
	87	87	
	88	88	
	89	89	
	90	90	
	91	91	
	92	92	
	93	93	
	94	94	
	95	95	
	96	96	
	97	97	
	98	98	
	99	99	
	100	100	
	101	101	
	102	102	
	103	103	
	104	104	

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
4 級	3 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
5 級	4 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6 級	5 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7 級	6 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8 級	7 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俵	切替後の号俵			切替前の号俵	切替後の号俵			切替前の号俵	切替後の号俵		
1 級	1 級			2 級	2 級			3 級	3 級		
1	1	93	93	1	1	93	93	1	1	105	105
2	2	94	94	2	2	94	94	2	2	106	106
3	3	95	95	3	3	95	95	3	3	107	107
4	4	96	96	4	4	96	96	4	4	108	108
5	5	97	97	5	5	97	97	5	5	109	109
6	6	98	98	6	6	98	98	6	6	110	110
7	7	99	99	7	7	99	99	7	7	111	111
8	8	100	100	8	8	100	100	8	8	112	112
9	9	101	101	9	9	101	101	9	9	113	113
10	10	102	102	10	10	102	102	10	10	114	114
11	11	103	103	11	11	103	103	11	11	115	115
12	12	104	104	12	12	104	104	12	12	116	116
13	13	105	105	13	13	105	105	13	13	117	117
14	14	106	106	14	14	106	106	14	14	118	118
15	15	107	107	15	15	107	107	15	15	119	119
16	16	108	108	16	16	108	108	16	16	120	120
17	17	109	109	17	17	109	109	17	17	121	121
18	18	110	110	18	18	110	110	18	18	122	122
19	19	111	111	19	19	111	111	19	19	123	123
20	20	112	112	20	20	112	112	20	20	124	124
21	21	113	113	21	21	113	113	21	21	125	125
22	22	114	114	22	22	114	114	22	22		
23	23	115	115	23	23	115	115	23	23		
24	24	116	116	24	24	116	116	24	24		
25	25	117	117	25	25	117	117	25	25		
26	26	118	118	26	26	118	118	26	26		
27	27	119	119	27	27	119	119	27	27		
28	28	120	120	28	28	120	120	28	28		
29	29	121	121	29	29	121	121	29	29		
30	30	122	122	30	30	122	122	30	30		
31	31	123	123	31	31	123	123	31	31		
32	32	124	124	32	32	124	124	32	32		
33	33	125	125	33	33	125	125	33	33		
34	34	126	126	34	34	126	126	34	34		
35	35	127	127	35	35	127	127	35	35		
36	36	128	128	36	36	128	128	36	36		
37	37	129	129	37	37	129	129	37	37		
38	38	130	130	38	38	130	130	38	38		
39	39	131	131	39	39	131	131	39	39		
40	40	132	132	40	40	132	132	40	40		
41	41	133	133	41	41	133	133	41	41		
42	42	134	134	42	42	134	134	42	42		
43	43	135	135	43	43	135	135	43	43		
44	44	136	136	44	44	136	136	44	44		
45	45	137	137	45	45	137	137	45	45		
46	46	138	138	46	46	138	138	46	46		
47	47	139	139	47	47	139	139	47	47		
48	48	140	140	48	48	140	140	48	48		
49	49	141	141	49	49	141	141	49	49		
50	50	142	142	50	50	142	142	50	50		
51	51	143	143	51	51	143	143	51	51		
52	52	144	144	52	52	144	144	52	52		
53	53	145	145	53	53	145	145	53	53		
54	54	146	146	54	54	146	146	54	54		
55	55	147	147	55	55	147	147	55	55		
56	56	148	148	56	56	148	148	56	56		
57	57	149	149	57	57	149	149	57	57		
58	58	150	150	58	58	150	150	58	58		
59	59	151	151	59	59	151	151	59	59		
60	60	152	152	60	60	152	152	60	60		
61	61	153	153	61	61	153	153	61	61		
62	62	154	154	62	62			62	62		
63	63	155	155	63	63			63	63		
64	64	156	156	64	64			64	64		
65	65	157	157	65	65			65	65		
66	66	158	158	66	66			66	66		
67	67	159	159	67	67			67	67		
68	68	160	160	68	68			68	68		
69	69	161	161	69	69			69	69		
70	70	162	162	70	70			70	70		
71	71	163	163	71	71			71	71		
72	72	164	164	72	72			72	72		
73	73	165	165	73	73			73	73		
74	74	166	166	74	74			74	74		
75	75	167	167	75	75			75	75		
76	76	168	168	76	76			76	76		
77	77	169	169	77	77			77	77		
78	78			78	78			78	78		
79	79			79	79			79	79		
80	80			80	80			80	80		
81	81			81	81			81	81		
82	82			82	82			82	82		
83	83			83	83			83	83		
84	84			84	84			84	84		
85	85			85	85			85	85		
86	86			86	86			86	86		
87	87			87	87			87	87		
88	88			88	88			88	88		
89	89			89	89			89	89		
90	90			90	90			90	90		
91	91			91	91			91	91		
92	92			92	92			92	92		
								93	93		
								94	94		
								95	95		
								96	96		
								97	97		
								98	98		
								99	99		
								100	100		
								101	101		
								102	102		
								103	103		
								104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4 級	4 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
5 級	5 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
6 級	6 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俵	切替後の号俵
7 級	7 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

二 事務職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵			切替前の号俵	切替後の号俵			切替前の号俵	切替後の号俵
1 級	2 級	1 級			3 級	2 級			4 級	3 級
1		1	53	85	1	1	105	105	1	1
2		2	54	86	2	2	106	106	2	2
3		3	55	87	3	3	107	107	3	3
4		4	56	88	4	4	108	108	4	4
5		5	57	89	5	5	109	109	5	5
6		6	58	90	6	6	110	110	6	6
7		7	59	91	7	7	111	111	7	7
8		8	60	92	8	8	112	112	8	8
9		9	61	93	9	9	113	113	9	9
10		10	62	94	10	10			10	10
11		11	63	95	11	11			11	11
12		12	64	96	12	12			12	12
13		13	65	97	13	13			13	13
14		14	66	98	14	14			14	14
15		15	67	99	15	15			15	15
16		16	68	100	16	16			16	16
17		17	69	101	17	17			17	17
18		18	70	102	18	18			18	18
19		19	71	103	19	19			19	19
20		20	72	104	20	20			20	20
21		21	73	105	21	21			21	21
22		22	74	106	22	22			22	22
23		23	75	107	23	23			23	23
24		24	76	108	24	24			24	24
25		25	77	109	25	25			25	25
26		26	78	110	26	26			26	26
27		27	79	111	27	27			27	27
28		28	80	112	28	28			28	28
29		29	81	113	29	29			29	29
30		30	82	114	30	30			30	30
31		31	83	115	31	31			31	31
32		32	84	116	32	32			32	32
33	1	33	85	117	33	33			33	33
34	2	34	86	118	34	34			34	34
35	3	35	87	119	35	35			35	35
36	4	36	88	120	36	36			36	36
37	5	37	89	121	37	37			37	37
38	6	38	90	122	38	38			38	38
39	7	39	91	123	39	39			39	39
40	8	40	92	124	40	40			40	40
41	9	41	93	125	41	41			41	41
42	10	42	94	126	42	42			42	42
43	11	43	95	127	43	43			43	43
44	12	44	96	128	44	44			44	44
45	13	45	97	129	45	45			45	45
46	14	46	98	130	46	46			46	46
47	15	47	99	131	47	47			47	47
48	16	48	100	132	48	48			48	48
49	17	49	101	133	49	49			49	49
50	18	50	102	134	50	50			50	50
51	19	51	103	135	51	51			51	51
52	20	52	104	136	52	52			52	52
53	21	53	105	137	53	53			53	53
54	22	54	106	138	54	54			54	54
55	23	55	107	139	55	55			55	55
56	24	56	108	140	56	56			56	56
57	25	57	109	141	57	57			57	57
58	26	58	110	142	58	58			58	58
59			111	143	59	59			59	59
60			112	144	60	60			60	60
61			113	145	61	61			61	61
62	27	59	114	146	62	62			62	62
63			115	147	63	63			63	63
64			116	148	64	64			64	64
65			117	149	65	65			65	65
66	28	60	118	150	66	66			66	66
67			119	151	67	67			67	67
68			120	152	68	68			68	68
69			121	153	69	69			69	69
70	29	61	122	154	70	70			70	70
71			123	155	71	71			71	71
72			124	156	72	72			72	72
73			125	157	73	73			73	73
74	30	62			74	74			74	74
75					75	75			75	75
76					76	76			76	76
77					77	77			77	77
78	31	63			78	78			78	78
79					79	79			79	79
80					80	80			80	80
81					81	81			81	81
82	32	64			82	82			82	82
83					83	83			83	83
84					84	84			84	84
85					85	85			85	85
86	33	65			86	86			86	86
87					87	87			87	87
88					88	88			88	88
89					89	89			89	89
90	34	66			90	90			90	90
91					91	91			91	91
92					92	92			92	92
93					93	93			93	93
	35	67	41	73	94	94				
			42	74	95	95				
			43	75	96	96				
			44	76	97	97				
			45	77	98	98				
			46	78	99	99				
			47	79	100	100				
			48	80	101	101				
			49	81	102	102				
			50	82	103	103				
	36	68	51	83	104	104				
			52	84						

切替前の号俵	切替後の号俵
5 級	4 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6 級	5 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7 級	6 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8 級	7 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9 級	8 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
1 0 級	9 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ホ 技能職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1 級	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11
52	12
53	13
54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19
60	20
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40
81	41
82	
83	42
84	
85	43
86	
87	44
88	
89	45
90	
91	46
92	
93	47
94	
95	48
96	
97	49
98	
99	50
100	
101	51
102	
103	52
104	

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
	61	101
	62	102
	63	103
	64	104
	65	105
	66	106
	67	107
	68	108
	69	109
	70	110
	71	111
	72	112
	73	113
	74	114
	75	115
	76	116
	77	117
	78	118
	79	119
	80	120
	81	121
	82	122
	83	123
	84	124
	85	125
	86	126
	87	127
	88	128
	89	129
	90	130
	91	131
	92	132
	93	133
	94	134
	95	135
	96	136
	97	137
	98	138
	99	139
	100	140
	101	141
	102	142
	103	143
	104	144
	105	145
	106	146
	107	147
	108	148
	109	149
	110	150
	111	151
	112	152
	113	153
	114	154
	115	155
	116	156
	117	157
	118	158
	119	159
	120	160
	121	161
	122	162
	123	163
	124	164
	125	165
	126	166
	127	167
	128	168
	129	169
	130	170
	131	171
	132	172
	133	173
	134	174
	135	175
	136	176
	137	177

切替前の号俵	切替後の号俵
3 級	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133

切替前の号俵	切替後の号俵
4 級	3 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5 級	4 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

へ 教育職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1 級	1 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俵	切替後の号俵
2 級	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
3 級	3 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俵	切替後の号俵
4 級	4 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
5 級	5 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ト 研究職基本給表

切替前の号俸 切替後の号俸

2級	号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121

チ 福祉職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵
1 級	2 級	1 級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		
59	26	58
60		
61	27	59
62		
63	28	60
64		
65	29	61
66	30	62
67	31	63
68	32	64
69	33	65
70		
71	34	66
72		
73	35	67
74		
75	36	68
76		
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82		
83	42	74
84		
85	43	75
86		
87	44	76
88		
89	45	77
90		
91	46	78
92		
93	47	79
94		
95	48	80
96		
97	49	81
98		
99	50	82
100		
101	51	83
102		
103	52	84
104		
105	53	85
106		
107		
108	54	86
109		
110		

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俵	切替後の号俵
3 級	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
4 級	3 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長・部長・医長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長・部長・室長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		3 級
	6 級		

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸	切替前の号俸		切替後の号俸
医療職 俸給表(一) 3級	1級	医療職 俸給表(一) 4級	医療職 俸給表(一) 5級	2級
1	17	1		25
2	18	2		26
3	19	3		27
4	20	4		28
5	21	5		29
6	22	6		30
7	23	7		31
8	24	8		32
9	25	9		33
10	26	10		34
11	27	11		35
12	28	12		36
13	29	13		37
14	30	14		38
15	31	15		39
16	32	16		40
17	33	17		41
18	34	18		42
19	35	19		43
20	36	20		44
21	37	21		45
22	38	22		46
23	39	23		47
24	40	24		48
25	41	25		49
26	42	26		50
27	43	27		51
28	44	28		52
29	45	29		53
30	46	30		54
31	47	31		55
32	48	32		56
33	49	33		57
34	50	34		58
35	51	35		59
36	52	36		60
37	53	37		61
38	54	38		62
39	55	39		63
40	56	40		64
41	57	41		65
42	58	42		66
43	59	43		67
44	60	44		68
45	61	45	1	69
46	62	46	2	70
47	63	47	3	71
48	64	48	4	72
49	65	49	5	73
50	66	50	6	74
51	67	51	7	75
52	68	52	8	76
53	69	53	9	77
54	70	54	10	78
55	71	55	11	79
56	72	56	12	80
57	73	57	13	81
58	74	58	14	82
59	75	59	15	83
60	76	60	16	84
61	77	61	17	85
62	78	62	18	86
63	79	63	19	87
64	80	64	20	88
65	81	65	21	89
66	82			
67	83			
68	84			
69	85			
70	86			
71	87			
72	88			
73	89			
74	90			
75	91			
76	92			
77	93			
78	94			
79	95			
80	96			
81	97			
82	98			
83	99			
84	100			
85	101			
86	102			
87	103			
88	104			
89	105			

備考

- 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸			切替前の号俸	切替後の号俸	切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級			研究職 俸給表 5級	2級	研究職 俸給表 6級	3級
1		1	52	68	1	1	1	1
2		2	53	69	2	2	2	2
3		3	54	70	3	3	3	3
4		4	55	71	4	4	4	4
5		5	56	72	5	5	5	5
6		6	57	73	6	6	6	6
7		7	58	74	7	7	7	7
8		8	59	75	8	8	8	8
9		9	60	76	9	9	9	9
10		10	61	77	10	10	10	10
11		11	62	78	11	11	11	11
12		12	63	79	12	12	12	12
13		13	64	80	13	13	13	13
14		14	65	81	14	14	14	14
15		15	66	82	15	15	15	15
16		16	67	83	16	16	16	16
17	1	17	68	84	17	17	17	17
18	2	18	69	85	18	18	18	18
19	3	19	70	86	19	19	19	19
20	4	20	71	87	20	20	20	20
21	5	21	72	88	21	21	21	21
22	6	22	73	89	22	22		
23	7	23			23	23		
24	8	24			24	24		
25	9	25			25	25		
26	10	26			26	26		
27	11	27			27	27		
28	12	28			28	28		
29	13	29			29	29		
30	14	30			30	30		
31	15	31			31	31		
32	16	32			32	32		
33	17	33			33	33		
34	18	34			34	34		
35	19	35			35	35		
36	20	36			36	36		
37	21	37			37	37		
38	22	38			38	38		
39	23	39			39	39		
40	24	40			40	40		
41	25	41			41	41		
42	26	42			42	42		
43	27	43			43	43		
44	28	44			44	44		
45	29	45			45	45		
46	30	46			46	46		
47					47	47		
48					48	48		
49	31	47			49	49		
50					50	50		
51	32	48			51	51		
52					52	52		
53	33	49			53	53		
54					54	54		
55	35	51			55	55		
56	36	52			56	56		
57	37	53			57	57		
58	38	54			58	58		
59					59	59		
60	39	55			60	60		
61					61	61		
62	40	56			62	62		
63					63	63		
64					64	64		
65	41	57			65	65		
66					66	66		
67	42	58			67	67		
68					68	68		
69					69	69		
70	43	59			70	70		
71					71	71		
72	44	60			72	72		
73					73	73		
74								
75	45	61						
76								
77								
78	46	62						
79								
80	47	63						
81								
82	48	64						
83								
84	49	65						
85								
86	50	66						
87								
88	51	67						
89								

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	7	8
	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	9
		10
		11
		12
		13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	
5	9	85	64
6	10	86	
7	11	87	
8	12	88	
9	13	89	65
10	14	90	
11	15	91	
12	16	92	
13	17	93	66
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	
17	21	97	67
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63			
64			
65	58		
66			
67	59		
68			
69			
70	60		
71			
72	61		
73			
74			
75			
76	62		
77			
78			
79			
80			

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 2級	1級		
1	1	81	33
2		82	
3		83	
4		84	34
5		85	
6		86	
7		87	35
8		88	
9		89	
10		90	36
11		91	
12		92	
13		93	37
14		94	
15		95	
16		96	38
17		97	
18		98	
19		99	39
20		100	
21		101	
22		102	40
23		103	
24		104	
25		105	41
26		106	
27		107	
28		108	42
29		109	
30		110	
31		111	43
32		112	
33		113	
34	2	114	44
35	3	115	
36	4	116	
37	5	117	45
38	6	118	
39	7	119	
40	8	120	46
41	9	121	
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17		
50			
51	18		
52			
53	19		
54			
55	20		
56			
57	21		
58			
59	22		
60			
61	23		
62			
63	24		
64			
65	25		
66			
67	26		
68			
69	27		
70			
71	28		
72			
73	29		
74			
75	30		
76			
77	31		
78			
79	32		
80			

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 4級	2級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	2		
23	3		
24	4		
25	5		
26	6		
27	7		
28	8		
29	9		
30	10		
31	11		
32	12		
33	13		
34	14		
35	15		
36	16		
37	17		
38			
39	18		
40			
41	19		
42			
43	20		
44			
45	21		
46			
47	22		
48			
49	23		
50			
51	24		
52			
53	25		
54			
55	26		
56			
57	27		
58			
59	28		
60			
61	29		
62			
63			
64			
65	30		
66			
67			
68	31		
69			
70			
71	32		
72			
73	33		

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 5級	3級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54	2		
55	3		
56	4		
57	5		
58	6		
59	7		
60	8		
61	9		
62			
63	10		
64			
65	11		
66			
67	12		
68			
69	13		
70			
71	14		
72			
73	15		

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

イ 切替日の前日に医療職俸給表(一)の4級である医長の副院長・部長・医

職務の級 号俸	2 級 基本年俸額			
	月 例 年俸額	業績年俸額 3 欄		
	円	円		
1	5,210,400	2,098,000	65	7,140,000
2	5,251,200	2,114,000	66	7,160,400
3	5,289,600	2,130,000	67	7,179,600
4	5,328,000	2,146,000	68	7,200,000
5	5,368,800	2,162,000	69	7,218,000
6	5,404,800	2,176,000	70	7,233,600
7	5,440,800	2,192,000	71	7,249,200
8	5,478,000	2,206,000	72	7,264,800
9	5,514,000	2,220,000	73	7,280,400
10	5,551,200	2,236,000	74	7,294,800
11	5,587,200	2,250,000	75	7,308,000
12	5,623,200	2,264,000	76	7,322,400
13	5,658,000	2,278,000	77	7,334,400
14	5,692,800	2,292,000	78	7,344,000
15	5,728,800	2,306,000	79	7,353,600
16	5,762,400	2,320,000	80	7,362,000
17	5,796,000	2,334,000	81	7,371,600
18	5,832,000	2,348,000	82	7,380,000
19	5,865,600	2,362,000	83	7,387,200
20	5,900,400	2,376,000	84	7,396,800
21	5,934,000	2,390,000	85	7,405,200
22	5,967,600	2,402,000	86	7,412,400
23	6,000,000	2,416,000	87	7,416,000
24	6,032,400	2,430,000	88	7,423,200
25	6,064,800	2,442,000	89	7,430,400
26	6,096,000	2,456,000	90	7,437,600
27	6,126,000	2,468,000	91	7,443,600
28	6,157,200	2,480,000	92	7,450,800
29	6,188,400	2,492,000	93	7,458,000
30	6,219,600	2,504,000	94	7,465,200
31	6,249,600	2,516,000	95	7,472,400
32	6,280,800	2,530,000	96	7,478,400
33	6,307,200	2,540,000	97	7,485,600
34	6,336,000	2,552,000	98	7,489,200
35	6,364,800	2,564,000	99	7,492,800
36	6,393,600	2,574,000	100	7,496,400
37	6,422,400	2,586,000	101	7,500,000
38	6,453,600	2,598,000	102	7,503,600
39	6,482,400	2,610,000	103	7,507,200
40	6,512,400	2,622,000	104	7,510,800
41	6,540,000	2,634,000	105	7,514,400
42	6,568,800	2,646,000	106	7,519,200
43	6,595,200	2,656,000	107	7,522,800
44	6,622,800	2,668,000	108	7,526,400
45	6,648,000	2,678,000	109	7,530,000
46	6,674,400	2,688,000	110	7,533,600
47	6,699,600	2,698,000	111	7,537,200
48	6,726,000	2,708,000	112	7,540,800
49	6,751,200	2,718,000	113	7,544,400
50	6,777,600	2,730,000	114	7,548,000
51	6,804,000	2,740,000	115	7,551,600
52	6,830,400	2,750,000	116	7,555,200
53	6,852,000	2,760,000	117	7,558,800
54	6,878,400	2,770,000	118	7,562,400
55	6,902,400	2,780,000	119	7,566,000
56	6,928,800	2,790,000	120	7,569,600
57	6,950,400	2,798,000	121	7,573,200

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

58	6,975,600	2,808,000	122	7,576,800
59	6,999,600	2,818,000	123	7,580,400
60	7,024,800	2,828,000	124	7,584,000
61	7,050,000	2,840,000	125	7,587,600
62	7,074,000	2,848,000	126	7,591,200
63	7,094,400	2,856,000	127	7,594,800
64	7,117,200	2,866,000		

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2 級	
	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業績年俸額 2 欄
	円	円
1	4,712,400	1,898,000
2	4,748,400	1,912,000
3	4,779,600	1,926,000
4	4,813,200	1,938,000
5	4,838,400	1,948,000
6	4,872,000	1,962,000
7	4,904,400	1,974,000
8	4,936,800	1,988,000
9	4,966,800	2,000,000
10	4,999,200	2,012,000
11	5,031,600	2,026,000
12	5,065,200	2,040,000
13	5,097,600	2,052,000
14	5,130,000	2,066,000
15	5,163,600	2,080,000
16	5,196,000	2,092,000
17	5,227,200	2,104,000
18	5,258,400	2,118,000
19	5,288,400	2,130,000
20	5,319,600	2,142,000
21	5,350,800	2,154,000
22	5,382,000	2,168,000
23	5,413,200	2,180,000
24	5,443,200	2,192,000
25	5,470,800	2,202,000
26	5,498,400	2,214,000
27	5,528,400	2,226,000
28	5,558,400	2,238,000
29	5,589,600	2,250,000
30	5,619,600	2,262,000
31	5,649,600	2,276,000
32	5,679,600	2,288,000
33	5,708,400	2,298,000
34	5,737,200	2,310,000
35	5,766,000	2,322,000
36	5,796,000	2,334,000
37	5,826,000	2,346,000
38	5,856,000	2,358,000
39	5,884,800	2,370,000
40	5,914,800	2,382,000
41	5,943,600	2,392,000
42	5,970,000	2,404,000
43	5,996,400	2,414,000
44	6,022,800	2,424,000
45	6,043,200	2,434,000
46	6,062,400	2,442,000
47	6,081,600	2,448,000
48	6,099,600	2,456,000
49	6,120,000	2,464,000
50	6,136,800	2,472,000
51	6,153,600	2,478,000
52	6,171,600	2,486,000

53	6,186,000	2,490,000
54	6,200,400	2,496,000
55	6,214,800	2,502,000
56	6,229,200	2,508,000
57	6,240,000	2,512,000
58	6,252,000	2,518,000
59	6,264,000	2,522,000
60	6,276,000	2,528,000
61	6,289,200	2,534,000
62	6,300,000	2,538,000
63	6,309,600	2,540,000
64	6,318,000	2,544,000
65	6,327,600	2,548,000
66	6,337,200	2,552,000
67	6,346,800	2,556,000
68	6,356,400	2,560,000
69	6,364,800	2,562,000
70	6,374,400	2,566,000
71	6,384,000	2,570,000
72	6,393,600	2,574,000
73	6,402,000	2,578,000
74	6,406,800	2,580,000
75	6,410,400	2,582,000
76	6,415,200	2,584,000
77	6,418,800	2,585,000
78	6,423,600	2,586,000
79	6,428,400	2,588,000
80	6,432,000	2,590,000
81	6,436,800	2,592,000
82	6,440,400	2,594,000
83	6,445,200	2,595,000
84	6,448,800	2,597,000
85	6,453,600	2,598,000
86	6,457,200	2,600,000
87	6,462,000	2,602,000
88	6,465,600	2,604,000
89	6,470,400	2,606,000
90	6,474,000	2,607,000